

会議録
令和元年第3回更別村議会定例会
第3日（令和元年9月17日）

◎議事日程（第3日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
第 2 認定第 1 号 平成30年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
第 3 認定第 2 号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
第 4 認定第 3 号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 5 認定第 4 号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 6 認定第 5 号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 7 認定第 6 号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	産業課長	本内秀明
住民生活課長	佐藤成芳	建設水道課長	新関保
保健福祉課長	安部昭彦	子育て応援課長	宮永博和
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会 教育次長	川上祐明
農業委員会 事務局長	小林浩二		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高橋 祐二
書記 加藤 廣衛

書 記 高瀬 大輔

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長 長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議長 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 4 番、松橋さん、5 番、
太田さんを指名をいたします。
それでは、会議を始めます。

◎日程第 2 認定第 1 号ないし日程第 7 認定第 6 号

- 議長 長 この際、関連がありますので、日程第 2、認定第 1 号 平成 30 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第 7、認定第 6 号 平成 30 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。認定第 1 号 平成 30 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第 6 号 平成 30 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
したがって、認定第 1 号 平成 30 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第 6 号 平成 30 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

12 日に引き続き審議を続けます。

15 ページ、款 13 国庫支出金、19 ページ、款 14 道支出金に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

- 総務課長 国庫支出金から補足説明を申し上げます。

款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、予算現額 1 億 1,065 万 6,000 円、調定額、収入済額、同額の 1 億 1,062 万 3,301 円となり、前年度比較 3 万 7,129 円の減となっております。

目 1 民生費国庫負担金、収入済額 1 億 1,054 万 8,615 円。17 ページ、18 ページをお開きください。児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、障害者介護給付費等負担金などの収入でございます。

目 2 衛生費国庫負担金、収入済額 7 万 4,686 円は、児童保健事業費負担金の収入でございます。

ます。

項2 国庫補助金、予算現額2億5,554万7,000円、調定額2億5,513万298円、収入済額1億7,767万4,298円となり、前年度比較7,253万977円の減となっております。地方創生推進交付金が1,293万1,439円、社会資本整備総合交付金が3,541万2,000円、雪寒建設機械購入事業補助金が1,485万4,000円の増額となりましたが、地方創生拠点整備交付金は1億3,381万9,000円の減額となっております。収入未済額7,745万6,000円は、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金で繰越明許費、児童福祉施設整備補助事業の未収入特定財源となっております。

目1 総務費国庫補助金、収入済額3,921万4,639円で、社会保障・税番号制度システム整備補助金、地方創生推進交付金の収入でございます。

目2 民生費国庫補助金、収入済額1,503万8,000円で、障害者地域生活支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金の収入でございます。

目3 衛生費国庫補助金は、14万5,000円の予算額に対し収入はありませんでした。

目4 土木費国庫補助金は、収入済額1億1,214万6,000円で、社会資本整備総合交付金、雪寒建設機械購入事業補助金の収入でございます。

目5 教育費国庫補助金、収入済額44万9,000円で、小中学校の特別支援教育就学奨励費補助金が主なものでございます。

19ページ、20ページをお開きください。目6 農林水産業費国庫補助金、収入済額1,082万6,659円、農業経営高度化支援事業更別第2地区及び第3地区の補助金でございます。

項3 委託金、予算現額173万6,000円、調定額、収入済額、同額の191万9,683円となり、前年度比較9万2,877円の減となっております。

目1 総務費委託金、収入済額17万4,000円は、自衛官募集事務委託金、中長期在留者居住地届出等事務委託金の収入でございます。

目2 民生費委託金、収入済額174万5,683円は、国民年金事務委託金、特別児童扶養手当事務委託金の収入でございます。

款14道支出金、項1 道負担金、予算現額6,070万1,000円、調定額、収入済額、同額の6,060万9,398円となり、前年度比較128万8,551円の減となっております。子どものための教育・保育給付費負担金の減が主な要因となっております。

目1 民生費道負担金、収入済額6,048万6,951円は、児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、障害者介護給付費等負担金などの収入でございます。

目2 衛生費道負担金は、収入済額12万2,447円、児童保健事業費負担金の収入でございます。

項2 道補助金、予算現額8億1,688万円、調定額7億8,692万3,486円、収入済額3億6,676万9,486円となり、前年度比較1,279万2,475円の減となっております。本年度畑作構造転換事業補助金1億5,350万5,258円が増額となりましたが、産地パワーアップ事業補助金3,415万円、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金1億4,325万2,000円が減額となっ

たことが主な要因でございます。収入未済額4億2,015万4,000円は、産地パワーアップ事業補助金で繰越明許費、農業振興補助金等の未収入特定財源となっております。

21ページ、22ページをお開きください。目1総務費道補助金は、収入済額1,409万1,786円で、森林環境保全整備事業補助金、地域づくり総合交付金の収入でございます。

目2民生費道補助金、収入済額1,958万3,992円は、重度心身障害者医療費助成事業補助金、権利擁護人材育成事業費補助金、子ども・子育て支援交付金が主な収入でございます。

目3衛生費道補助金、収入済額198万1,749円は、乳幼児医療費補助金、健康増進事業費補助金などの収入でございます。

目4農林水産業費道補助金、収入済額3億3,111万1,959円は、環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払事業補助金、産地パワーアップ事業補助金、畑作構造転換事業補助金などの収入でございます。

23ページ、24ページをお開きください。項3委託金、予算現額1,428万5,000円、調定額、収入済額、同額の1,508万8,534円で、前年度比較98万4,897円の増となっております。主に前年度に収入のあった衆議院議員選挙委託金が皆減となり、道知事道議会議員選挙委託金が168万3,699円、駐車公園管理委託金が160万9,200円増額したことによるものでございます。

目1総務費委託金、収入済額739万2,612円は、道民税徴収委託金、道知事道議会議員選挙委託金が主な収入でございます。

目2衛生費委託金、収入済額3万円は、浄化槽設置届出等事務委託金の収入でございます。

目3農林水産業費委託金、収入済額128万9,168円は、道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金、種子馬鈴しょ生産登録事務委託金、有害鳥獣駆除業務委託金等の収入でございます。

25ページ、26ページをお開きください。目4商工費委託金、収入済額624万4,365円は、商工会法施行事務委託金、駐車公園管理委託金の収入でございます。

目5土木費委託金、収入済額13万2,389円は、建物調査委託金、建設工事再資源化事務委託金、樋門樋管操作業務委託金の収入でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 17ページ、18ページなのですが、目1総務費国庫補助金の1総務費補助金のところの社会保障・税番号制度システム整備補助金とございますけれども、これはマイナンバーのことだと思うのですが、普及状況と申しますか、どれぐらいの方々がこのカードをおつくりになられているのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 マイナンバーカードの交付状況でございますが、平成31年3月31日現在で282枚を交付しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 そのほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、25ページ、款15財産収入から29ページ、款18繰越金に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、財産収入から補足説明を申し上げます。

款15財産収入、項1財産運用収入、予算現額1,187万7,000円、調定額、収入済額、同額の1,196万7,681円となり、前年度比較63万2,929円の減となっております。土地開発基金預金利子、減債基金積立金預金利子が増額となりましたが、福祉基金積立金預金利子が減額となったことが主な要因でございます。

目1財産貸付収入、収入済額643万5,563円は、駐在所、北電送電線敷地などの村有地貸付収入、職員独身寮の貸付収入、教員住宅の貸付収入が主なものでございます。

目2利子及び配当金、収入済額553万2,118円は、土地開発基金ほか9の基金の預金利子、株主配当金、出資配当金の収入でございます。なお、詳細につきましては、平成30年度基金管理運用状況調をご参照いただきたいと思います。

27ページ、28ページをお開きください。項2財産売払収入、予算現額2,145万円、調定額、収入済額、同額の2,301万9,078円で、前年度比較83万1,121円の減となっております。

目1不動産売払収入、収入済額1,598万989円は、村有地の売払収入、宅地分譲地の売払収入及び立木売り払いの収入でございます。

目2物品売払収入、収入済額603万8,089円は、村有林の素材、枯死木、風倒木、更別カントリーパークトレーラーハウスの売り払いによる収入でございます。

目3残余財産分配金、収入済額100万円は、株券を保有する株式会社の解散に伴い額面金額を残余財産分配金として収入したものでございます。

款16項1目1寄付金、予算現額1,499万5,000円、調定額、収入済額、同額の1,410万5,000円となり、前年度比較348万7,484円の増となっております。村内の個人、団体からの寄附が260万7,492円、ふるさと納税が87万9,992円増額となっております。

款17繰入金、項1基金繰入金、予算現額2億7,512万4,000円、調定額、収入済額、同額の2億7,512万677円で、前年度比較4,845万5,899円の増となっております。前年度において認定こども園上更別幼稚園園舎改築工事等の財源として福祉基金を繰り入れたため5,030万4,412円の減となりましたが、本年度農業振興補助金、明渠排水改修工事費の財源として農業振興基金繰入金が4,651万5,786円、村営住宅等整備事業、村営住宅等改修事業、福祉の里総合センター改修事業等の財源として公共施設等整備基金繰入金が3,022万5,600円、それぞれ増額となったことによるものでございます。

目 1 財政調整基金繰入金、収入済額8,065万6,000円は、財源不足を補うために繰り入れたものでございます。

目 2 ふるさと創生事業基金繰入金、収入済額1,530万5,000円は、ふるさと創生事業助成金の財源として繰り入れたものでございます。

目 3 協働のまちづくり基金繰入金、収入済額99万7,880円は、協働活動交付金の財源として繰り入れたものでございます。

目 4 村有林野基金繰入金、収入済額252万5,000円は、村有林整備事業の財源として繰り入れたものでございます。

29ページ、30ページをお開きください。目 5 農業振興基金繰入金、収入済額5,887万4,206円は、明渠排水改修工事費、農業振興補助金等の財源として繰り入れたものでございます。

目 6 福祉基金繰入金、収入済額12万9,570円は、高齢者在宅福祉サービス事業の財源として繰り入れたものでございます。

目 7 こども夢基金繰入金、収入済額163万5,421円は、こども夢基金事業助成金、トレーニングセンター改修事業の財源として繰り入れたものでございます。

目 8 公共施設等整備基金繰入金、収入済額 1 億1,499万7,600円は、村営住宅等整備事業、村営住宅等改修事業、福祉の里総合センター改修事業等の財源として繰り入れたものでございます。

款18項 1 目 1 繰越金は、予算現額 1 億5,362万1,000円、調定額、収入済額、同額の 1 億5,362万1,437円で、前年度比較で2,561万7,992円の減となっております。前年度繰り越し事業の一般財源として2,127万7,000円を収入したことによるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、29ページ、款19諸収入、35ページ、款20村債に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 諸収入から補足説明を申し上げます。

款19諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、目 1 延滞金は、2 万円の予算額に対し収入はありませんでした。

項 2 目 1 預金利子は、予算現額 3 万円、調定額、収入済額、同額の 2 万4,656円で、前年度比較 1 万2,381円の増となっております。歳計現金の預金利子収入でございます。

項 3 貸付金元利収入、予算現額6,620万5,000円、調定額、収入済額、同額の6,620万494円で、前年度同額となっております。

目 1 中小企業近代化資金預託金元利収入は、収入済額5,000万494円となっております。

目 2 ふるさと融資貸付金元金収入は、収入済額1,620万円となっております。

項4 受託事業収入、予算現額120万2,000円、調定額、収入済額、同額の199万5,992円で、前年度比較72万8,048円の増となっております。後期高齢者医療広域連合受託事業収入の増加によるものでございます。

目1 民生費受託事業収入は、4,000円の予算額に対し収入はありませんでした。

31ページ、32ページをお開きください。目2 衛生費受託事業収入は、収入済額199万5,992円となっております。後期高齢者医療広域連合受託事業の収入でございます。

項5 雑入、予算現額1,978万6,000円、調定額、収入済額、同額の1,980万5,111円で、前年度比較412万2,147円の減となっております。前年度において北海道備荒資金組合納付金還付金の収入があったことが主な要因でございます。

目1 滞納処分費は、1,000円の予算に対し収入はありませんでした。

目2 弁償金は、収入済額900円となっております。軽自動車車両標識板紛失に係る弁償金の収入でございます。

目3 違約金及び延納利息は、1,000円の予算に対し収入はありませんでした。

目4 納付金は、収入済額639万2,796円で、雇用保険料納付金、派遣職員共済等納付金、派遣職員給与等納付金の収入でございます。

目5 雑入、収入済額1,228万6,288円は、農業者年金業務委託金、33ページ、34ページをお開きください。北海道市町村振興協会市町村交付金、森林保険金、障害者等計画相談支援給付費収入等の収入でございます。

35ページ、36ページをお開きください。目6 過年度収入、収入済額112万5,127円は、平成26年度、27年度、28年度多面的機能支払交付金、平成29年度障害者自立支援給付費国費、道費の負担金収入でございます。

款20項1 村債、予算現額5億3,305万5,000円、調定額5億2,975万5,000円、収入済額4億5,495万5,000円となり、前年度比較6億2,431万5,000円の減となっております。主に前年度において認定こども園園舎等改築事業、哺育・育成牛預託施設整備助成金事業の実施による過疎対策事業債4億9,850万円の借り入れがあったこと、地方創生拠点整備交付金事業の実施による一般補助施設整備等事業債5,650万円の借り入れがあったことによるものでございます。収入未済額7,480万円は、一般補助施設整備等事業債で、繰越明許費、児童福祉施設設備整備補助事業の未収入特定財源となっております。

目1 緊急防災・減災事業債、収入済額250万円は、全国瞬時警報システムJアラートの新型受信機導入事業分として借り入れたものでございます。

目2 過疎対策事業債、収入済額3億4,170万円は、雪寒機械購入事業、村道整備事業、コミュニティプール改修事業などのハード分、多子世帯保育料軽減事業、商工業活性化事業などのソフト分として借り入れたものでございます。

37ページ、38ページをお開きください。目3 臨時財政対策債、収入済額1億1,075万5,000円は、地方交付税の原資が不足した場合に地方財政法第5条の特例として起債が認められているものでございます。

目4一般補助施設整備等事業債は、調定額7,480万円の全額が収入未済額で、繰越明許費、児童福祉施設設備整備補助事業の未収入特定財源となっております。

なお、目1緊急防災・減災事業債は、同意額に種別補正係数、単位費用を乗じて得た額が普通交付税を算定する際の基準財政収入額に算入されております。また、目2過疎対策事業債は元利償還金の70%、目3臨時財政対策債は元利償還金の100%、目4一般補助施設整備等事業債は元利償還金の50%に相当する額が基準財政収入額に算入されております。

125ページをお開きください。実質収支に関する調書についてご説明を申し上げます。1、歳入総額48億8,326万4,140円、2、歳出総額46億8,844万4,773円、3、歳入歳出差引額1億9,481万9,367円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)、繰越明許費繰越額265万6,000円、5、実質収支額は1億9,216万3,367円となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 33ページ、34ページの関係で少しご説明をいただきたいと思います。

この中の上段から6段目にお試し暮らしの体験、住宅利用収入という形で2万8,000円の実績ということでご報告がございました。これにつきましては、当初予算の中でかなり力を入れながら進めるという形でございましたけれども、実態的なまず内容についてのご説明、報告をお願いしたいというふうに思います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 お試し暮らし体験住宅の利用に関しましては、毎年定住化促進住宅の1戸を活用しまして、募集をかけながら進めているところでございます。募集につきましては、年度前に募集を行っておりますけれども、結果としましては実績としては1組2名の実績というようなことになってございます。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご説明いただいたのですけれども、実績は実績としてこれは現実として認めなければならない部分あるのですけれども、当初の30年度計画、この体験暮らしも含めて新規の住宅も取得してということで、かなり強固に進めるという多分ご説明がございました。ましてその専任も含めて今後考えていくというような形、PRも含めて考えていくというような形の中でどうしてこのような形にならざるを得なかったのか。少し、結果は結果として認めるというか、結果は結果として仕方ないのですけれども、やはり村長の村政の執行方針にもありましたように、基本的にはやはりどれだけ更別村に呼び込んで、体験でも何でもいいから、やはり更別村の環境に親しんでいただくというような、きちっとした基本方針で進んだはずですので、その点のやはり捉え方といいますか、その進め方について、いま一度ご回答をいただきたいというふうに思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 安村議員からお話いただいたとおり、お試し住宅につきましては村の中で短期的な生活体験をしていただくことによって村を知っていただいて、その上でその後の移住等につなげていくことができればということで進めているところでございます。

昨年の実績につきましては、たまたま申し込みとしましては複数あったのですが、直前に希望されている方の体調不良等、個人的な事情によりましてキャンセルといったようなことで、1組という、物足りないと言ってはあれなのですが、結果に終わったところでございます。

ただいまお話ありました住宅をふやしてというようなお話につきましては、昭和区の1戸の定住化住宅のお話かと思えますけれども、こちらにつきましては予算についてはお試しの利用と定住化での入居ということで、それぞれ可能性を含めながら予算計上させていただきました。結果としましては、9月に定住化として入居を希望された方がいらっしゃって、9月から入居されたということで、お試しについては実績がなかったところでございます。今後につきましては、今年度、昨年度もそうですけれども、移住に関する公告等含めて行っておりますとともに、昨年度補正で移住定住支援員ということで地域おこし協力隊を1名配置しておりまして、そのような中でお試し住宅のほうの対応もしておりますので、活用を広げていければというふうに考えております。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご説明いただきました。

確かに思いと現実的には格差ある部分も出てくるのでしょうかけれども、基本的にはこれだけの30年度の予算化の中でやはりお試し暮らしも含めて、協力隊も企画政策課に専任を置いてPRも含めて人員を、お試しという部分も村内に呼び込もうという強力な体制で進めるというご説明の中で、このことが現実としてなかなかうまくいかないという部分はあると思うのです、基本的に。確かに今回の村の広報の中でもお試し暮らしの関係の2戸の方の回答がございました。こうすればいい、ああすればいいという形のもので意見もいただいているということでございますけれども、そこは専任のPRする補正で、その協力隊も含めた中で実施しようということで計画の補正について私どもに提案をされ、また私どもとしては認めたという経過がございますので、基本的にはやはりきっちともう少しやるのだったらやるという姿勢を示していかなければ、来ませんでした、いませんでしたという形で予算計上して、かつ実績的には当初の計画の3割程度しか満たない収入しかない、費用だけはかかっているという形の中で村としての捉え方が問われると思うので、その点の進め方も含めてきちっと内部整理して、実効性のある計画でお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのご質問にありましたけれども、実績としては先ほど1組2名ということで非常に当初もっと多くの方にお試し暮らし体験をしていただきたいということでありましたけれども、結果としてそうなったことについては、これは率直に総括をしなければいけないというふうに考えています。ただ、その部分で今取り組んでおりますけれども、昨年度その総括の中から、ではどういう部分でお試し暮らしの体験が少なかったのか、PRが足りないのか、それともいろんな住宅環境の整備ありますよね、その部分も含めてしっかり見直しも含めて考えていかなければなりませんし、定住移住促進ということで以前からそのような方針を出しておりますので、しっかりその辺は実績が上がるように取り組みを進めていくということを考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 考えていきたいとかという次元の話ではない。基本的にはもうお試し体験も含めてかなりの年数経過している中で、やはり具体的に、かつPRも含めてという部分、大変難しい部分もあるかもしれませんが、もう長い年月をかけながらお試し体験も含めて、移住者も含めてということで、これは対策を打ってきたわけです。なおかつ、それに不足する部分については、やはり職員でできない部分も含めて、補正という中で臨時的に協力隊も含めて雇用したいという提案があって今現在に至っているわけですから、その点考えていきたいとか、これからの対策、具体的にどうしていくかというもう問題ではないのです、基本的に。具体的にきちっと実施していかなければ、今課題だ、課題だとずっと先送りしていったら、これ以降もまた課題に残るのです、基本的に。住宅はもう、申しわけないですけども、かなり年数もたって古いという現実もあります。通常であれば、もう40年以上たっているという建物に対して、そこを改装してお試し体験をさせるという部分の問題も内包しているわけです。もうわかっているわけですから、わかっている中の部分についてきちっと精査を図っていて、具体的な方針案で一步進むべき時期が来ているはずなのですけれども、その点今の村長のご回答では僕は弱過ぎると思うし、やはりそれなりの予算を立ててやるのであれば、もっとしっかり。これは、単純に人の交流だとかなんとかではありません。更別村に魅力を持って、定住前提で受け入れていくという体制があっての対策です。これは、しっかりその点を踏まえながら進めていきたいと思っておりますけれども、何かあればご回答願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 おっしゃるとおりです。考えているということではなくて、今実際に本当にPRも足りない、老朽化している。対策を打って、しっかりご提案をするというふうにして今進めております。空き家対策についても調査を行いまして、全ての所有者に対していろいろ調整を行っているところでありますけれども、やっぱり昨年の実績を見ると、これは具体的な手だてがいま一步進んでいなかったということは、これはもう否めない事実でありますので、その点はやっぱり深く反省をしておりますし、それを受けて考えていると

ということで先ほどご答弁させていただきましたが、考えているということは、これを具体的にどうするかということで今進めているところであります。昨年度の総括を含めまして、今関係人口等がふえておりますけれども、私はやっぱり実際に定住、移住してもらうことが最終目標でもありますし、今後PRの部分についてもしっかり取り組みを進めていろんな形で、まだ正確にはお話しできませんけれども、進めております。そういった中で、住宅環境も含めまして、しっかり予算も計上もしながら取り組んでいきたいというふうにここでお約束をさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 そのほかありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで一般会計歳入決算を終わります。

一般会計歳入歳出決算について款ごとに質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 ページとかは失礼ですけれども、ないですけれども、固定資産について若干質問させていただきます。

最近畜産農家、特に酪農家も含めまして、それから後継者ない等で離農される方が、それは過去からあるのですけれども、聞いてみますと、牛舎とか畜産をやられた方、もちろん堆肥舎も残るのですけれども、それに例として、堆肥舎は側ないですから違うのでしょうか、固定資産税が賦課されていると。それは、当然そうなのでしょうけれども、3億円近くの固定資産税の中で使用されていないものに賦課をされていると。これ住民生活課で確認したからそうなのですから、壁なり壊すと、今承知のように、ただ壊して処理するのに非常にお金かかるのです。例えばその施設によっても、物によっても。以前は、上更別で農地・水関係であったときに、先般質問したときに、その事業で若干廃屋等、完全な離農地は壊した経過があると記憶しているのですけれども、血の通った行政だとすれば、おまえさん、昔農家やっていたのだから自分でやりなさいと、壊さないで建っている間は賦課しますよと。それは、村民に言う必要はないかもしれませんが、どうなのでしょう。例えば見たらわかるのですけれども、牛を飼っていない牛舎とか畜舎とか、住んでいない住宅は別なのでしょうけれども、それはまちの中に住んでいない住宅もあるのでしょうか、どうもその辺を環境整備が必要なことも含めて、牛を飼っていない、もとい住宅は別にしても、そこに固定資産税を営々と賦課しているということは間違いないのでしょうか、村民の一人としてちょっと不信感を持つのですけれども、その辺はどう答えてくれるのですか。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 現状としまして、離農されている方、現実にはいらっしゃいます。その牛舎も、今のように建っていれば当然賦課の状況ということになります。今もおっしゃられたように、壊さなければ賦課の対象になるということになりますけれども、現状としましてはその方は理解されているかどうかわかりませんが、仕方がないと思っているかもしれませんが、現年度が100ということですので、お支払いはいただいているという状態でありますので、固定の立場といたしましては、今血の通っていないということをおっしゃられていましたけれども、現実としてほかに何か壊す方法があれば、そちらのほうで何とかしていただければなと思いますが、やっぱりある以上はかけていかなければならないのかなというふうには思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいなというふうに思います。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 ご理解というか、壊しなさいよと、それはお金も、今牛舎の施設にもありますけれども、コンクリートとかお金かかるのは十分わかりますけれども、それを何とかしなさいでなくて、やはり住民サービスってそういうことだと思うのですが。離農して、お年寄りで何もこれは無理だよと、後継者も新規の就農者もないよとなったときに、本当に村の美観も考えたりいろんなことを考えると、草ぼうぼうの廃屋が点々とあって、注意をなさいということは、非常に申しわけないですけれども、所得率が高いですけれども、環境をやはり整えて、払ってくれているからいいですと、今理解をしていただいていると、それ本当に理解しているかどうかは……。以前、今はもうタワーサイロなくなりましたね。道議会で問題になりましたよね。それで、野党の先生方が言って、地方税法だから変えれたと。以前は、屋根だけ取れと。そのうち何年かたつと、もう使っていないタワーサイロについては課税しませんよと。それが血の通った行政であって、理解して払ってくれているからいいですよと。営々として3億円かけていますよと。全部が全部だめだとは言いません。生活のために農業機械の1台ぐらい除雪に、これは必要ですし、車庫も必要ですけれども、例えば80、90になって後継者がいないと。牛舎の周りもとんでもないことになっていますよと、草ぼうぼうで。難しいかもしれませんが、その辺を行政が払ってくれているからいいですよと、賦課してくれていますよと、それは当然だと思って村民はそうしているのでしょうけれども、これ住宅とわけが違うので、その辺やっぱり血の通った行政をするのであれば問題提起しますので、お金あるから払ってくれと、それを言えばそれまでだし、課税したらもらえているからいいですよと、そういう説明ではちょっとどうなのですか。難しい話ですけども、難しいといっても、何か行政で手だてを考えれば、廃屋の状況とか、何か考え方が僕はあると思うのですけれども、どうですか。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 税の立場からいいですよと、もうこれ以上はどうしようもないということだと思います。今の話だと、ほかに手だてがないかというような話に聞こえますので、こ

れから廃屋の関係で何か手だてが出てくるかどうかはこれからの検討になるかと思えますけれども、税のほうとしては今の回答しかないということでご理解願いたいと思えます。今の廃屋に関しては、別な感じでやれることがあればということになるかと思えますけれども、その辺はこれからの検討となると思えますので、ご理解願いたいと思えます。よろしくをお願いします。

（「議長、休憩。答弁調整」の声あり）

○議長 長 松橋さんは、農業施策と環境の部分含めて、そういう施策で何かできないのかということも言っているわけなので、施策の話なので、その辺よろしくをお願いします。

答弁調整をお願いいたします。

答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時52分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西海副村長。

○副村長 ただいまの質問でございますが、廃屋、空き家の現状、今そういう声があるというお話はお聞きしましたがけれども、そういった現状についての調査も必要かと考えております。そういった調査を踏まえて、今後何らかの対応を検討してまいりたいというふうに考えております。必要とあれば検討させていただきたいと思えます。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今副村長が言ったように、発言をしていただければ、いや、払ってもらっているから、徴収をしたら払ってくれているよと、九十何%。全然使っていないものに。それ善意でないですから。だから、やはり行政としては血の通った行政するのであれば、もうお年寄りで力もないし、行政がどんな形であろうと参画をして、全額とかそういうことは言わないけれども、今みたいな答えをするのが行政の血の通った行政で、賦課したら払ってもらっていますよと、預金から知らぬ間に引かれていましたよと、それはやっぱり一番いけないことだと思います。よろしくは言いませんけれども、わかりました。

○議長 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 歳出のほうになるのですがけれども、39ページから款2総務費の中で50ページ、目4地方振興費の一部になりますが、備考欄の(17)、生活交通路線維持対策事業、これは十勝バスへの維持費とお伺いしたと思うのですがけれども、これは町村別の割り当てだと思うのですがけれども、毎年同じなのでしょう。それとも人口とかも関連してくるのか、お尋ねさせていただきます。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今小谷議員のおっしゃるように、生活交通路線維持対策事業につきまし

ては広尾線バス路線の運行経費に係る助成金というようなことになってございます。バス路線そのものについては、南十勝の沿線市町村、それから運行事業者が運行している経費に対しまして不足する部分に対して国と道が補助金を支出しております。さらに不足する部分ということで市町村の負担金がありまして、こちらの1,001万3,000円というのが更別村の30年度の負担金となっております。

今おっしゃられたとおり、人口といいますか、利用者数の増減によって運行経費も変わってきますので、それに伴って収益が減るということによりますと、市町村の持ち出しもふえるというような構図になっております。近年では、運行経費としましてはバスの運転手の人件費あるいは燃料費、それから車両の維持管理経費等が増加傾向となっている部分もありまして、平成29年度は負担金782万6,000円でございます。それに対しまして、30年度が1,001万3,000円ですので、218万7,000円の増となっております。これにつきましては、負担金が平成22年度から発生しておりまして、翌年以降年々増加傾向というような状況となっております。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 92ページ、備考欄の(2)の地域おこし協力隊のことなのですが、これ当初予算ではうどんづくりからの脱却ということで、移住対策の一環でもあったりということで、顔を覚えていただく活動を検討していくということだったのですが、この辺の顔を覚えていただく活動という点をこの1年間どのような対策でやったのか。また、うどんづくりからの脱却ということはできているのか。あと地域おこし協力隊の活動を村はどう評価しているのかということをご報告願えたらと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 地域おこし協力隊のうどんからの脱却というようなご質問でございますけれども、現在産業課のほうで観光と特産品開発支援員ということで3名配置しております。もともと特産品開発支援員2名からスタートしてございますが、この中でうどんの業務というものに従事していただくということが当初から想定されていた事業でございます。その中で観光の部門に統合されてからは観光特産品開発ということで3名、分け隔てなく業務のほうは従事していただいております。脱却といいますか、うどんのほうは、現在のところうどんの製造主体でありますどんぐり推進部会でパート職員を採用しておりまして、協力隊の負担は以前から比べてかなり軽減されております。月によって食数とかの変動もある部分と、協力隊自身の入れかわりもございまして、その引き継ぎといいますか、覚えていただく期間等の指導等、そういったことがない限り、通常週1回、1名の出役というような形がベースになってございますので、現在、今年度になってからですと、月に多くて4日程度、少なければ1人当たり月1日といった従事環境となっておりまして、うどん自体の製造方法にかかわるものにつきましては、今後どんぐり推進部会の中でも検討を進めているところでありまして、現在の方法から民間主体の事業に移管をしていきたいと

いうふうを考えているところですが、なかなか担い手が見つからず、現在のまま製造を続けているところでございますが、そちらが移管できれば、特産品開発に従事する協力隊の配置は必要なくなるというようなことになります。

うどんについては、以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 またあと、その協力隊の活動の内容なのですけれども、その活動を村はどのように評価しているかということと、あとその協力隊というのは恐らく自分の意思でやりたいこと、更別村でこうしたいという夢を持って来ていると思うのですけれども、そういったことをどのように協力隊を生かして、協力隊のやりたいことができているのか、その辺の活動のことも聞いてみたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 現在の協力隊の評価と、またそれぞれの協力隊で採用されている方の思いの活動ができているかというようなお話でございますけれども、今年度は産業課に3名、企画政策課に1名、教育委員会に1名という配置になってございますが、過去からの経過でいいますと産業課に所管されている協力隊が歴史的にもずっと長いものですから、私のほうからお話をさせていただきますけれども、評価ということでいきますと、本村で協力隊を採用している理由の中には、当然更別村の地域おこしに協力していただくと、そういった志の方を国の財源も活用しながら利用しているというところがございますけれども、3年間という限られた任期の中でその後も村に籍を置き、定着をしていただくということが私どもの中ではひとつ重要な評価項目というふうに捉えてございます。現在、今年度5名配置しておりますが、それらを含めまして過去に25年の3月から活用しておりますが、現在までに14名協力隊を採用してございます。この中で、村の協力隊を退任後、即転出された方というのは2名、今5名在籍中ですので、残り7名の方については村内での就職、また起業というような形で退任後も村に籍を置いていただけているというのが実態でございます。割合的には定住効果等も得られているのかなと、協力隊が終わった後も村のために残っていただけているのかなというようにところで評価をしているところでございます。

また、それぞれの方が思いの活動ができているかというところでございますけれども、採用時の面接、私も所管課ということで面接にも参加しておりますけれども、その中でどういったことを目指しているかということも、最初の応募の願書にも記載されておりますし、聞き取りもしてございます。そういった中で、それぞれの特技等を生かしたものに繋げていく、また当初来られたときには3年後のビジョンをお持ちでない方も多数いらっしゃいます。そういった方につきましては、活動していく中で何かを見つけていただいて、起業するなり、また更別をそのまま気に入っていただいて、ただ単純に住んでいくということで普通に就職をするというケースもあるかと存じておりますが、今のところ転出された方々につきましてはなかなか思いが自分の中の思いと村の中の思いとうまくマッチングしなかったのかなというところで2名ほど即転出という方はいらっしゃいましたけれ

ども、それ以外の方につきましてはおおむね好ましい形になっているのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で一般会計歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

この際、午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時19分 再開

○議 長 休憩前に続き会議を開きます。

次に、国民健康保険特別会計の質疑を行います。

135ページ、事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

初めに、別冊の平成30年度各会計決算資料19ページに国民健康保険特別会計歳入歳出決算構成表を、20ページから21ページにかけて国民健康保険事業の状況を添付しているので、後ほどご参照ください。

また、補足説明に入る前に国民健康保険の都道府県の単位化が平成30年度より実施され、歳入では国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者納付金、共同事業交付金を廃款としており、収入済額では前年度比較4,491万6,280円の減額、歳出では前期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金を廃款としており、支出済額では前年度比較4,592万6,650円の減額となっております。

それでは、歳出より補足説明させていただきます。135、136ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、予算額622万5,000円、支出済額607万1,522円、不用額15万3,478円の決算となっております。

目1一般管理費は、支出済額568万8,094円、不用額が14万2,906円です。不用額の主なものは、節13委託料の共同電算処理委託料で5万1,191円、節19負担金補助及び交付金の国保連合会負担金で3万2,446円の執行残が主なものでございます。また、昨年度は国民健康保険制度関係準備事業負担金としてシステム構築経費で2,342万880円を支出しておりましたが、本年度は廃目となり、皆減しております。

また、目2連合会負担金は、支出済額38万3,428円、不用額1万572円の決算です。説明欄(1)、国保連合会負担金として北海道国民健康保険団体連合会の運営負担金として支出するものでございます。

項 2 徴税費、予算額29万9,000円、支出済額29万1,560円、不用額7,440円の決算です。

目 1 賦課徴収費、同額でございます。備考欄（１）、賦課徴収事務経費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る納付書の印刷費、納付書の送付に係る郵便料、滞納者に係る十勝市町村税滞納整理機構負担金の経費で、節11需用費の印刷製本費で7,440円の執行残です。

項 3 運営協議会費、予算額24万4,000円、支出済額22万7,460円、不用額 1 万6,540円の決算です。備考欄（１）、国保運営協議会経費は、委員の報酬、費用弁償に係る経費で、年 3 回開催しており、不用額が運営協議会の欠席分、研修への参加者減による報酬、費用弁償の執行残でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費は、予算額 2 億4,578万9,530円、支出済額 2 億4,253万9,513円、不用額は325万17円の決算となっております。

目 1 一般被保険者療養給付費は、支出済額 2 億3,992万369円、不用額229万6,161円です。備考欄（１）、一般被保険者療養給付費は、医科の入院、入院外、歯科、調剤、入院時の食事療養費、生活療養費、訪問看護療養費に係る給付費です。前年度より469万9,240円増加しておりますが、入院に係る診療日が 1 日当たり費用額で 3 万7,422円から 5 万543円に増加したことによるものでございます。

目 2 退職被保険者等療養給付費は、支出済額27万4,477円、不用額は 2 万523円です。備考欄（１）、退職被保険者等療養給付費は、厚生年金受給者の国保加入者及びその被扶養者に対し一般被保険者と同様な給付を行うものですが、平成27年度の制度の改正により新たな被保険者の発生がなくなったことによる被保険者の減少、また長期の入院患者がいなかったこと等により前年度と比較して26万8,506円減少しております。

目 3 一般被保険者療養費は、支出済額146万6,073円で、不用額81万6,927円の決算です。備考欄（１）、一般被保険者療養費は、あんま、はり、きゅう、柔道整復、医療用装具等に係る給付費です。療養件数の減少により、前年度と比較して40万4,022円減少しております。

137、138ページをお開きください。目 4 退職被保険者等療養費は、支出額がなく、予算額がそのまま不用額の 2 万4,000円の決算となっております。

目 5 審査支払手数料は、不用額87万8,594円、不用額 9 万2,406円の決算です。備考欄（１）、審査支払事務経費は、医療機関より国保連合会に送付される診療報酬請求明細書の審査に係る手数料で、1 件当たり44円の審査支払手数料と医科分 1 件当たり0.68円の電算処理システムの使用料を支払うものでございます。

項 2 高額療養費、予算額2,377万8,000円、支出済額2,050万641円、不用額は327万7,359円の決算です。

目 1 一般被保険者高額療養費、支出済額2,050万641円、不用額298万8,359円の決算でございます。備考欄（１）、一般被保険者高額療養費は、所得により変動いたしますが、一定以上の自己負担額以上に医療費がかかった場合支給されるもので、前年度と比較し、12万9,954円減少しております。

目 2 退職被保険者等高額療養費は、支出がなかったため予算額18万8,000円がそのまま不

用額になっています。昨年度と比較し、18万2,886円減少しております。入院がなかったことによるものです。

目3 一般被保険者高額介護合算療養費、目4 退職被保険者等高額介護合算療養費も世帯所得により変動いたしますが、医療保険及び介護保険の世帯の自己負担額の合計額が著しく高額になった場合に申請により払い戻されるものです。ともに支出がありませんでしたので、全額が不用額となっております。

項3 移送費は、予算額2,000円で支出済額がありませんので、全額不用額となっております。この移送費は、医師の指示により緊急的かつ重病人の入院や転院などの移送を行った場合に申請によりその移送にかかった費用を支給するものでございます。

項4 出産育児諸費、予算額670万9,470円、支出済額670万8,830円、不用額は640円です。

目1 出産育児一時金は、支出済額670万5,470円で、不用額はありません。備考欄(1)、出産育児一時金は、加入者が出産したときに支払われるもので、死産や流産のときでも妊娠4カ月以上であれば支払われます。また、医療機関で手続きを行えば医療機関からの請求により保険者が直接医療機関に支払うことが可能であり、出産時にまとまったお金を用意することがなくなります。平成30年度は16件分を支出しております。

目2 支払手数料は、支出済額3,360円、不用額640円でございます。備考欄(1)、出産育児一時金支払事務経費は、通常の医療給付費と同様に出産育児一時金が国保連を通して支払われるため、その手数料を支払うためのものでございます。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は、支出済額12万円、不用額は18万円の決算です。葬祭費は、加入者が死亡したとき葬祭をとり行った方に支給されるもので、昨年度より1件3万円という形で支出しております。

款3 国民健康保険事業納付金は、新規の科目で北海道が決定した納付金を納めるための科目でございます。

139、140ページをお開きください。医療給付費は、予算現額1億4,565万円、支出済額1億4,564万9,600円、不用額は400円の決算です。

目1 一般被保険者医療給付費は、一般被保険者に係る医療費分の納付金で、支出済額1億4,550万円で、不用額はございません。

目2 退職被保険者医療給付費は、退職被保険者に係る医療費分の納付金で、支出済額14万9,600円で、不用額は400円でございます。

項2 後期高齢者支援金等は、道から後期高齢者医療広域連合へ納付するためのもので、予算額4,644万2,000円、支出済額4,644万1,700円、不用額300円の決算です。

目1 一般被保険者後期高齢者支援金等は、支出済額は4,639万700円、不用額は300円です。

目2 退職被保険者後期高齢者支援金等は、支出済額5万1,000円で、不用額はございません。

項3 介護納付金は、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者分の納付金で、道から社会保険診療報酬支払基金に支払われる納付金の財源となるものです。予算額2,015万

8,000円、支出済額2,015万7,700円、不用額は300円で、目1介護納付金も同額でございます。

款4共同事業拠出金、項1共同事業拠出金は、予算額1,000円、支出済額70円、不用額930円の決算です。昨年度までは、80万円以上の超高額療養費の調整を図るための高額医療費共同事業拠出金で1,170万2,111円、保険財政の安定化のため1円以上80万円未満の医療費に係る費用負担の調整を図るための保険財政共同安定化事業拠出金で1億3,949万8,193円を拠出しておりましたが、廃止となったため1億5,120万300円減少しております。

目1共同事業拠出金では、70円の事務費分を拠出しております。

款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費は、予算額327万2,000円、支出済額307万6,461円、不用額19万5,539円の決算です。

目1特定健康診査等事業費は同額です。前年度と比較し、25万8,553円増加しております。備考欄(1)、特定健診・特定保健指導事業は、生活習慣病、肥満症、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの病気の総称ですが、その予防のため40歳以上75歳に達する国保の加入者に対し特定健康診査でメタボリックシンドロームの該当者や予備群を発見し、個人の状況に合わせた運動指導等の保健指導を実施するためのものです。なお、増加の要因は特定保健指導委託料の増加17万4,528円が主なもので、指導件数の増によるものでございます。なお、各会計決算資料の21ページに特定健診、特定保健指導の状況について記載しておりますので、お目通し願います。なお、平成30年度の特定健診受診率の数値は暫定数値であり、今後確定数値となっていきます。

項2保健事業費は、予算額85万7,000円、支出済額74万6,701円、不用額11万299円の決算でございます。

目1保健衛生普及費は、支出済額74万6,701円、不用額11万2,999円、前年度と比較して22万5,188円減少しております。備考欄(1)、保健衛生普及事業は、医療費通知や研修等の経費を支出しております。節9旅費において昨年度と比較して19万9,090円減少しておりますが、29年度は国保の都道府県単位化に伴うシステム関連の研修会や国保の連携会議が多数開催されたもので、平成30年度は通常に戻ったため札幌の1泊1回、日帰り1回の分の支出となっております。

141、142ページをお開きください。目2疾病予防費、支出済額35万350円、不用額4,650円の決算です。備考欄(1)、疾病予防事業は、前期高齢者のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌の予防接種、法定接種者に対する負担金で、一般会計に委託料で支出しております。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、款8予備費より3,600円充当し、予算額484万6,600円、支出済額は同額となっております。備考欄(1)、財政調整基金積立金で利息分の1万7,600円、積み増し分として482万9,000円を積み立てております。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金は、予算額56万5,000円、支出済額5万800円、不用額51万4,200円の決算となっております。

目1 一般被保険者保険税還付金は、支出済額5万800円、不用額44万9,200円の決算です。備考欄(1)、一般被保険者保険税還付金は、所得の修正申告、遡及脱退等により国保税の賦課額が変更となった8件に対し還付を行ったものでございます。

目2 退職被保険者等保険税還付金、目3 一般被保険者還付加算金、目4 退職被保険者等還付加算金は、予算執行がありませんでしたので、予算額全額が不用額となっております。

項2 繰出金は、予算額2,895万3,000円、支出済額も同額で、不用額はありません。

目1 直営診療施設勘定繰出金、同額です。昨年度と比較し、203万3,000円減少しております。診療日数の減少が原因ですが、歳入の款3道支出金、項1道負担金、目1 保険給付費等交付金の特別調整交付金において、へき地診療分として措置されたものを全額診療施設勘定に繰り出しております。

項3 過年度過誤納還付金は、予算額909万2,000円、支出済額909万16円、不用額は1,984円の決算となっております。

目1 過年度過誤納還付金は、同額でございます。備考欄(1)、過年度過誤納還付金は、平成29年度退職者医療の交付金と一般被保険者療養給付費国庫負担金、道費負担金の精算還付金となっております。

143、144ページをお開きください。款8 予備費、項1 予備費は、この会計の緊急避難の部分として計上しております。本年度は、款6 基金積立金に3,600円の充当を行っており、不用額は827万8,400円となっております。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました

質疑の発言を許します。

6 番、安村さん。

○6 番安村議員 136ページの国保運営協議会の経費について補足説明をお願いします。

まず、報酬等、旅費等についての計画に対してかなりの剰余金が出たということでございますので、その内容を多少加えた形でご説明をまずお願いします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 平成30年度は、2年に1回の国保運営委員の全道研修というのを予定していましたが、参加者が少なく、その分補正で29万5,000円を落とさせていただいているという形になります。そのほかは、年3回の運営協議会では委員9名いて、総勢27名の出席のところ21名の出席で77.8%の出席、あと委員の研修会の参加費ということで、1回1万9,170円を支出しております。

以上です。

○議 長 6 番、安村さん。

○6 番安村議員 今ご説明いただいたのですけれども、多分29年度も私決算のときに指摘させていただいていると思うのですけれども、どうしても必要ありきの多分協議会だというふうに認識はしているのですけれども、どうも委員さんの参加人数並びに研修の参加率

は極めて悪いという中で、協議会の運営のあり方自体が問われるのではないかという勝手な心配でございますけれども、危惧しているところはあるのです。せっかくの予算措置をしている中で、やはりこういう大事な協議会ですので、参加する、参加しないというのは、委員の任免も含めてもう少し見直すべき時期が来ているのではないかというのと、それだけの委員さんの欠席率が高い、あるいは研修会への参加が極めて少ないという中で、やはりその計画のあり方も含めて問われるのではないかというふうに思っています。単純に30年度の決算の内容が参加人数も含めて低かったという、1年の結果ではなくて、過年度見させていただいて、恒例的にこういうような状況が続いているということについては、非常に私としては危惧しているところでございますので、その点の改善方法を含めて、多分考えていると思いますので、その点の考え方もあればあわせてご説明いただきたいというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 国保運営協議会の委員は、被保険者の代表者が3名、あと医療関係、保険医または保険薬剤師等が3名、あと広域代表ということで3名ということで、合計9名の方を選出しなければならないということになっておりまして、そのとおりにうちの村では選出しておりますが、やはり保険医、また保険薬剤師さん、この部分については出席が平日であると非常に難しいということでありまして、また道のほうでもこの国保運営委員会の研修のあり方についていろいろ検討して、今年度から道内を3ブロックに分けてその研修を実施しようという形で道のほうも実施するということになっております。

それで、うちの村としても、やはり出席は難しいということで、実情に合わせて今般31年度においては、今まで9名全部の出席を組んできましたが、今まで最大3名が行っているということで、予備も含めて4名の方の研修が行けないだろうかという形で、今般31年に関しては4名の研修出席を組まさせていただきます。ただ、定例の委員会についての欠席分については、3月に最後調整させていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 種々今説明いただきましたけれども、課題提起としては、確かに研修会のあり方については改善したいという形でございますけれども、やはり大切な協議会でございますので、協議会に対して委員の参加が少ないという部分も、僕は課題提起させていただきたいし、まして業務によってそれぞれの協議会の割り当ても含めて今説明いただきましたけれども、そういう参加、保健師だとかそういう部分で無理であれば、やっぱり違う方法も検討材料に入ってしかりという回答が本当はいただきたかったのですけれども、せっかく9名の定員であって、国保の関係の受益者というか3名、病院関係の3名、そして広域から3名という形でございますけれども、極めて病院関係といいますか、そういう部分の業務上で参加できないということになれば、やっぱりそれなりの対応というものを改善していくべきだというふうに判断せざるを得ないのですけれども、その点の考え方、ご

説明いただきたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 先ほど定例の部分については、トータルで27名中21名で77.8、これずつとここ3年間変わっていないで、どうしても業務の都合、もしくはほかの会議とのバッティング等もあり、委員さんで農協の役員やっている方もおりまして、そういうバッティング等もあって、大体27名中21名、定例の会においてはそういう形になっております。先ほど言われたとおり、その委員、なかなか研修が難しいということであって、道のほうの今回から国保運営委員のやつを年3回、3ブロックで分けてやるという形で、なるべく参加しやすいほう、また日程等も道のほうでそちらのほうに参加するということにしておりますので、道のほうでのそちらの会議のほうに参加をできるように、毎年何名か程度研修に参加して、任期中には皆さんが行けるような形で進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 そのほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、129ページ、事業勘定の歳入について補足説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、歳入についてご説明申し上げます。

129、130ページをお開きください。款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、予算額1億8,733万円、調定額1億9,194万8,751円、収入済額1億8,775万1,231円、不納欠損額が7万3,448円、収入未済額が412万4,072円となっております。

目1 一般被保険者国民健康保険税は、収入済額1億8,753万7,631円で、前年度と比較して2,243万7,980円の増加です。節1 現年課税分で収入済額が1億8,715万1,227円で、収入未済額は4世帯、16万1,273円で、収納率は99.9%、前年度と比較して2,270万3,323円増額しております。節2 滞納繰越分は、収入済額38万6,404円、不納欠損額となったものは2件で7万3,448円、収入未済額が12件で331万7,155円、収納率は8.7%、前年度と比較して26万5,335円の減額となっております。不納欠損になった2件については時効によるもので、国民健康保険法第79条の2に基づき不納欠損処理を行ったものでございます。

目2 退職被保険者等国民健康保険税は、収入済額21万3,600円、前年度と比較して8万4,736円の減額となっております。節1 現年課税分は、調定額、収入済額同額で、収納率は100%となっております。滞納繰越分は、収入済額がありませんので、収納未済額1件、64万5,644円となっております。なお、滞納者に対しては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところでございます。

款2 一部負担金、項1 一部負担金は、予算現額2,000円で、歳入がありませんでした。この項目は、災害等で一部負担金を支払うことができない被保険者から後日村が徴収するための科目でございます。

款3 道支出金、項1 道負担金は、予算額3億1,465万2,000円、調定額3億2,419万4,891

円、収入済額が調定額と同額となっております。

目1 保険給付費等交付金は、調定額、収入済額、同額の3億2,419万4,891円、前年度比較で皆増しております。国保の都道府県単位化に伴い、今までの国庫支出金療養給付費交付金等を北海道が受け取り、市町村の療養給付費の大部分となる普通調整交付金と国保税の激変緩和措置に伴う2号交付金、特別調整交付金、保険者努力に対する交付金として交付されることとなったためでございます。

131、132ページをお開きください。項2 財政安定化基金交付金、目1 財政安定化基金交付金は、予算額1,000円でございます。調定額、収入済額はありません。この項は、保険料収入が激甚災害等で徴収が困難となった場合、北海道で造成している財政安定化基金から貸付金または交付金を受け取るための科目ということで設置しております。

款4 財産収入、項1 財産運用収入は、予算額1万4,000円、調定額、収入済額、同額の1万7,600円となっております。

目1 利子及び配当金は、調定額、収入済額、同額でございます。財政調整基金積立金の利子を収入しております。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金は、予算現額2,462万3,000円、調定額、収入済額、同額の2,391万8,713円の決算となっております。

目1 一般会計繰入金は、調定額、収入済額とも同額の2,391万8,713円です。前年度と比較して2,039万2,187円の減額となっております。平成30年度から国民健康保険税の被保険者が都道府県単位になったことに伴い、法定外の繰入金、財源補填分、福祉医療無料化波及分、特定健康審査事業分ですが、保険税の不足分の補填とみなされ、納付金額の上昇につながることから、その繰り入れを取りやめたことが主な要因でございます。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金につきましては、保険給付費納付金の財源の不足の場合、取り崩す予定でしたが、今年度はその必要はございませんでした。

款6 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、予算額1,604万3,000円、調定額、収入済額、同額の1,604万3,523円、前年度と比較して1,488万9,488円増額しておりますが、款3 道支出金の特別交付金が予算より1,331万6,000円多く交付されたことが主な要因でございます。

款7 諸収入、項1 延滞金・加算金及び過料、目1 延滞金、133ページ、134ページをお開きください。目2 加算金、調定額、収入額ともありません。

項2 雑入、目1 雑入は、調定額60万109円、収入済額も同額でございます。備考欄の雑入19万8,109円は、国保資格喪失後の受診に伴う医療費を本人から納付してもらったもので、6件、9万6,032円、診療報酬の返還によるものが4件、10万2,077円となっております。備考欄の特定健診受診料は、総合健診における国保加入者の基本健診分の受診料の収入でございます。40万2,000円を収入しております。

次に、145ページの実質収支に関する調書をごらんください。1番、歳入総額5億5,252万6,067円、歳出総額5億3,547万2,174円、歳入歳出差引額1,705万3,893円、5番目の実質収支額、同額であります。

以上で国民健康保険特別会計事業勘定の決算の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で国民健康保険特別会計事業勘定の質疑を終了いたします。

ここで昼食のため午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 6 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、148ページ、国民健康保険特別会計診療施設勘定について補足説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、診療施設勘定の決算について補足説明をさせていただきます。

歳出からご説明申し上げます。決算書の156、157ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費は、予算現額 2 億 5,124 万 8,000 円、支出済額 2 億 4,969 万 5,073 円、不用額 155 万 2,927 円となっています。

目 1 一般管理費は、支出済額 2 億 4,955 万 5,589 円で、不用額は 154 万 411 円となっております。支出済額の前年度比較は 874 万 7,911 円の増で、重油価格の上昇や電気代の上昇による増、看護補助員賃金において平成 29 年度は 12 月から 3 月まで欠員 1 名の 6 名で運営していましたが、平成 30 年度は定数を 7 名から 8 名に 1 名増員し、4 月は欠員 2 名の 6 名、5 月から 1 月までは欠員 1 名の 7 名、2 月から 3 月は定数の 8 名による運営となったことによる増、医療業務委託料において平成 30 年度はフルタイムで勤務する医師が 3 名、平日の半日勤務の医師が 1 名となったことによる減、医療業務用システム、電子カルテの使用料が導入後 5 年の割り引き期間が平成 29 年 10 月で終了し、通常価格となったことによる増、ナースコール設備を更新したことによる増などによるものです。備考欄をごらんください。

(1)、診療施設維持管理経費は、診療所施設の維持に係る消耗品費、重油などの燃料費、光熱水費、備品や施設の修繕費、施設機器の保守、管理、点検委託料、清掃業務委託料、施設管理用備品購入費などで、不用額は 88 万 190 円となっています。節 11 需用費、診療所燃料費で 63 万 4,975 円の執行残、備品修繕費で 10 万 7,612 円の執行残となっています。平成 30 年度は、診療所修繕費において機械室吸引ポンプの修繕、消防法令の改正による火災通報装置と自動火災報知設備との連動による修繕、外調機の修繕などを行っています。(2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅に係る修繕費、保険料などで、不用額は 4 万 8,678 円となっています。(3)、総務管理経費は、職員 11 名分の人件費で、不用額は 8 万 651 円となっています。(4)、総務一般事務経費は、臨時職員人件費、旅費、村長交際費、事務用消耗品費、通信費、医療用衣類クリーニング料、医療業務委託料、医療業務用システム使用料、

各種負担金などで、不用額は49万9,794円となっています。節11需用費、消耗品費で10万7,071円の執行残、節13委託料、医療業務委託料でパート医師、作業療法士の時間外勤務手当の支出見込み額減により10万516円の執行残となっています。

158、159ページをお開きください。(5)、準職員賃金等は、準職員2名の人件費で、不用額は3万1,098円となっています。

目2車両管理費は、支出済額13万9,484円で、不用額は1万2,516円となっています。支出済額の前年度比較は19万9,689円の減で、平成30年度は車検整備がなかったことによる減、公用車修繕費の減によるものです。備考欄(1)、公用車維持管理経費は、公用車の維持管理経費で、不用額は1万2,516円です。

次に、款2医業費、項1医業費は、予算現額3,246万6,000円、支出済額は3,136万7,636円、不用額109万8,364円となっています。

目1医療用消耗器材費は、支出済額571万2,792円で、不用額は26万7,208円となっています。支出済額の前年度比較は33万4,654円の増となっています。備考欄(1)、医療用資材購入経費は、医療全般に係る各種器具、衛生材料や入院患者用酸素等に係る経費で、不用額は26万7,208円となっています。

目2医薬品衛生材料費は、支出済額977万9,809円で、不用額は12万6,191円となっています。支出済額の前年度比較は232万1,149円の増です。備考欄(1)、医薬品購入経費は、医療用薬品、予防接種用ワクチンの購入費で、不用額は12万6,191円となっています。医薬品の購入費は、患者が抱える疾患の種類によって大きく変動します。医薬品につきましては、夜間、休日の急患に対応できるようある程度在庫に余裕を持ち確保しています。

目3医療管理費は、支出済額902万5,799円で、不用額は68万3,201円となっています。支出済額の前年度比較は25万4,354円の減で、備品修繕費の減、患者の疾病に伴う血液や尿、便、喀たんなどの検査、解析に係る検査委託料の減、睡眠時無呼吸症候群の治療器の借り上げ実績により医療機器借り上げ料の増などによるものです。備考欄をごらんください。

(1)、医療管理事業経費は、医療用備品の修繕費、保守点検委託料、検査委託料が主なもので、不用額は41万4,813円となっています。節11需用費、備品修繕費で38万2,200円の執行残となっています。エックス線骨密度測定装置点検調整、エックス線撮影装置の保守点検、エックス線画像読み取り装置の保守点検、臨床検査などを行っています。(2)、医療機器借上経費は、睡眠時無呼吸症候群の治療器、在宅酸素供給装置の借り上げに係る経費で、不用額は26万8,388円です。

目4寝具費は、支出済額44万1,596円で、不用額は2万404円です。支出済額の前年度比較は4,255円の減です。備考欄(1)、入院資材等借上経費は、入院患者の寝具、病衣の借り上げ料です。

目5医療用機械器具費は、支出済額640万7,640円で、不用額は1,360円です。支出済額の前年度比較は227万7,202円の増で、医療用備品、超音波画像診断装置の購入費の増が主なものです。備考欄(1)、医療機器等整備事業は、医療用備品の購入費です。平成30年度は、

超音波画像診断装置などを購入しています。

項2 給食費、目1 給食費は、予算現額228万5,000円、支出済額210万9,100円、不用額17万5,900円となっています。支出済額の前年度比較は26万7,674円の減で、入院患者数の減少による給食食数の減によるものです。備考欄(1)、給食事業費は、入院患者の給食提供に係る消耗品費、業務委託料の経費です。160、161ページをお開きください。13委託料で16万6,580円の不用額となっています。平成30年度の食数は、4,070食でありました。

款3 公債費、項1 公債費は、予算現額2,802万9,000円、支出済額2,802万8,492円、不用額508円となっています。医療用備品の購入費、医療業務委託料に係る償還元金及び利子です。支出済額の前年度比較は33万2,956円の減で、エックス線骨密度測定装置の起債の償還が終了したことによるものです。

款4 予備費の執行はありませんので、そのまま不用額となっています。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。決算書の148、149ページをお開きください。款1 診療収入は、予算現額1億6,954万円、調定額、収入済額、同額の1億7,540万7,909円で、前年度比較1,100万1,184円の増となっています。診療収入は、患者数と患者が抱える疾患の種類によって大きく増減します。

項1 入院収入は、予算現額3,176万9,000円、調定額、収入済額、同額の3,247万5,364円で、前年度比較212万5,870円の増となっています。入院につきましては、昨年度の年間延べ人数は2,064人、前年度比較44人の減となっています。長期入院患者数に大きな増減はありませんが、総体の入院件数が8件減少しております。今後も急性期で入院された方が退院した後の回復期の病床としての機能を担えるよう、帯広の医療機関との連携に努めてまいります。入院患者数が減っていますが、診療報酬の改定の影響等により収入は増となっています。

項2 外来収入は、予算現額1億1,809万1,000円、調定額、収入済額、同額の1億2,282万7,457円で、前年度比較443万1,480円の増となっています。患者の年間延べ人数は1万7,998人で、前年度比較203人の減となっています。在宅での訪問診療の患者数は年間延べ人数で145人から297人に増加しています。グループホーム、元気の里の入居者が平成30年7月より訪問診療となったことから増加しています。患者数は減少していますが、診療報酬改定の影響などにより収入はふえています。

150、151ページをお開きください。項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入は、予算現額1,968万円、調定額、収入済額、同額の2,010万5,088円で、前年度比較444万3,834円の増となっています。主なものとしては、予防接種診断料が330万9,201円増加しています。予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた定期接種とそれ以外の任意接種があります。平成26年から始まった高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種は65歳以上の方に5年間かけて定期接種の機会を設けるものでした。65歳を超える方が定期接種として接種できるのは平成30年度が最後ということから、保健福祉課のほ

うで対象者に文書でお知らせしたことにより接種者が前年度比較131件増となっています。結果としましては、高齢者に対する肺炎球菌感染症の予防の重要性から令和5年度まで定期接種制度が継続運用されることになっています。また、日本脳炎の接種者が前年度比較152件増加しています。平成29年度は、定期接種の対象者のうち保健福祉課において中学生、高校生に接種を勧奨する案内文を送付しましたが、平成30年度は小学5年生、6年生、中学生、高校生に案内文を送付したことや未接種のまま定期接種として接種できる期間が終了しそうな方に電話で勧奨したことなどから増加しています。住民健診料において87万2,420円増となっています。平成29年度は、6月から3月まで月曜日に5名を限度に高齢者健診を行っていましたが、平成30年度は火曜日から金曜日においても定期受診で通院されている方を対象に1名ずつ高齢者健診を行ったことにより増加しています。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料は、予算現額25万1,000円、調定額、収入済額、同額の29万9,312円で、前年度比較2万3,122円の増となっています。入院患者電気器具使用料、訪問診療患者の自動車使用料などがございます。

項2 手数料は、予算現額115万5,000円、調定額、収入済額、同額の121万9,236円、前年度比較64万5,976円の減となっています。医療事務取扱手数料において、これまで重度ひとり親医療、乳幼児及び児童医療等について各市町村において無料化制度を設けている場合は本人から自己負担額の医療費を徴収することなく、それぞれの市町村に本来自己負担となる分の医療費と手数料を請求していました。平成30年8月より各市町村の制度に沿った形で医療費をレセプト請求できることとなったことから、手数料が発生しないこととなったため減少しています。

目1 手数料、収入済額25万8,016円は、医療事務取扱手数料です。

目2 文書料、収入済額96万1,220円は、各種診断書料です。

款3 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、予算現額48万7,000円、調定額、収入済額、同額の48万7,680円で、前年度比較同額となっています。医師住宅2戸分の貸付収入です。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、予算現額9,977万7,000円、調定額、収入済額、同額の9,097万4,492円で、前年度比較862万5,956円の減となっています。一般会計からの繰入金で予算全体の調整を行っています。公債費分については、平成19年度にエックス線骨密度測定装置購入に係る償還が平成29年度で終了したため33万2,956円の減となっています。

152、153ページをお開きください。一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分を合わせた財源補填分で829万3,000円の減です。診療収入が増となったことが主な要因です。

項2 事業勘定繰入金、目1 事業勘定繰入金は、予算現額2,895万3,000円、調定額、収入済額、同額の2,895万3,000円で、前年度比較203万3,000円の減となっています。診療施設の運営費について国から調整交付金が国保会計に交付され、国保事業勘定から診療施設勘定に繰り入れるものです。患者数の状況等により減額となっています。

款5繰越金は、前年度繰越金でございます。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入は、予算現額98万5,000円、調定額、収入済額、同額の97万8,231円で、前年度比較2万2,453円の増となっています。医療保険の対象とならない自費衛生材料等収入などが主な内容です。

款7村債、項1村債、目1過疎対策事業債は、予算現額640万円、調定額、収入済額、同額の640万円です。前年度の予算はございません。ナースコール更新、超音波診断装置の更新に係る借り入れです。

款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1施設整備費補助金は、予算現額648万円、調定額、収入済額、同額の648万円です。ナースコール更新、超音波診断装置の更新に係る補助金です。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

162ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億1,130万413円、歳出総額3億1,120万301円、歳入歳出差引額10万112円、実質収支額10万112円とするものでございます。

以上で診療施設勘定の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 157ページ、備考欄の(4)、総務一般事務経費の中の13委託料の関係ですが、先ほど作業療法士の何かで減額ということになっていたのですが、その辺の詳細をもうちょっと教えていただければと思います。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 平成30年度は、常勤の医師が3名、パート医師が1名ということで、予算としてはその委託料と夜間の診療に入る医師が1名パートということで少なくなりましたので、月に1回程度応援していただく医師の派遣料、それと作業療法士の時間外勤務の手当分、それを予算で見ているところですが、作業療法士の時間外勤務手当の予算において予定より時間数が少なかったということで執行残となっているものでございます。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 作業療法士の時間外が予定より少ないということなのですが、更別には私、作業療法士よりも理学療法士のほうが需要があると思うのですが、作業療法士でなく理学療法士で委託契約、その要請をすることができないのかなというところが疑問に思うのですが、その辺の精査の必要も感じているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 理学療法士は、主に関節可動域の拡大、痛みの軽減、筋力強化、麻痺の回復など、運動機能に直接働きかける治療ですとか、動作の練習、歩行の練習などの能力

向上を目指す治療を行います。動作改善を図って日常生活の自立を目指すものとされているところです。作業療法士は、主に運動機能、精神機能などの基本能力、食事やトイレなど日常生活活動を遂行するための応用能力、地域活動に参加したり就労、就学するための社会生活の適応能力の向上を図るものとされております。

診療所で行うリハビリにつきましては、特に理学療法士、作業療法士の区別なく、その人に必要なリハビリは何かを考えて実施しております。理学療法士であるから、また作業療法士であるからといった役割の違い、担当の違いによって両者の間に明確な線引きをすることはしていないところです。現在は、作業療法士を配置しておりますが、患者に不便をかけるようなことがないように両者の視点を持ってやっていこうと考えております。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 医療費のことなのですが、更別村外からの医療費、近隣町村、中札内とかでも病院の今後の問題とかも発生していると思うのですが、村外の利用というのは大まかな数字というのは把握しているでしょうか。もし把握していれば教えていただきたいのですが。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 大変申しわけありません。

診療収入の分けにつきましては、村内者、村外者ということで数字的区分けはできていないところですが、患者数においては村外の外来患者数は全体の24.96%でございます。

○議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、165ページ、後期高齢者医療事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成30年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

後期高齢者医療事業につきましては、都道府県ごとに設置される広域連合により担うこととされており、市町村の役割につきましては保険料の徴収、各種申請の届け出の受け付け、被保険者証の引き渡しなど被保険者に身近な窓口業務を行っております。別冊の平成30年度各会計決算資料23ページに後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表及び後期高齢者保険料の収入状況を添付してありますので、後ほどご参照願います。

それでは、歳出から補足説明をいたします。169ページ、170ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、予算現額55万6,000円、支出済額55万4,288円、不用額1,712円の決算となっております。

目1一般管理費、同額でございます。この会計における経常的な一般事務経費の支出で前年度と比較し、18万5,175円の増額となっております。これは、備考欄(2)、円滑運営

事業費補助金ということで後期高齢システムのシステム改修費の負担金20万5,200円の支出があったために増額となっております。

項2徴収費、支出済額17万5,176円、不用額824円となっております。後期高齢者保険料の賦課に係る経費の支出です。

目2滞納処分費は、実績がなかったため全額補正予算で減額しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額5,668万1,000円、支出済額5,632万4,761円、不用額35万6,239円の決算で、前年度と比較して399万7,581円の増額です。内訳につきましては、療養給付費に係る負担金と事務費の負担金となっております。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金は、予算額25万円、支出済額2,900円、不用額24万7,100円の決算となっております。平成29年度保険料が過納になったことによる還付が発生したものです。

款4予備費については、予算の執行がありませんでしたので、全額が不用額となっております。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の補足説明をいたします。165ページ、166ページをお開きください。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、予算現額4,351万1,000円、調定額4,360万1,640円、収入済額4,319万9,300円、収入未済額が40万2,340円の決算となっております。

目1特別徴収保険料、節1現年度分では、調定額、収入済額とも同額の1,431万700円で、徴収率が100%となっております。

目2普通徴収保険料、節1現年度分は、調定額2,908万8,200円、収入済額2,888万8,600円、収入未済額が19万9,600円で、徴収率98.62%でございます。節2滞納繰越分は、調定額20万2,740円で、収入済額はありませんので、調定額がそのまま収入未済額となっており、1件、2年分の保険料でございます。なお、滞納者に対しては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところであります。

款2国庫支出金、目1国庫補助金、予算現額20万6,000円、調定額、収入済額は同額の20万5,000円となっております。後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修費の補助金で皆増しております。

款3繰入金、項1他会計繰入金は、予算現額1,391万8,000円、調定額、収入済額とも同額の1,341万5,265円の決算です。

目1一般会計繰入金は、備考欄で保険基盤安定繰入金1,017万1円は、保険料の軽減に対する補填分で、一般会計で道より4分の3の負担があり、残り4分の1を村が上乗せしたものを繰り入れております。節2その他一般会計繰入金ですが、備考欄、事務費対象分ということで324万5,262円を繰り入れておりますが、広域連合への事務費負担分272万1,000円と村運営の一般事務経費分を繰り入れております。

款４繰越金、項１繰越金、目１繰越金は、予算現額27万5,000円、調定額27万4,650円、収入済額同額の決算です。

款５諸収入、項１諸収入、予算現額2,000円ですが、調定額、収入済額ともありませんでした。

項２償還金及び還付加算金、項３雑入とも調定額、収入済額ともありませんでした。

以上で歳入の補足説明を終わります。

次に、171ページ、実質収支に関する調書をごらんください。１、歳入総額5,709万4,215円、２、歳出総額5,705万7,125円、３、歳入歳出差引額３万7,090円、４の翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、５、実質収支額は同額となっております。

以上で後期高齢者医療事業特別会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で後期高齢者医療事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、174ページ、介護保険事業特別会計について事業勘定及びサービス事業勘定の質疑に入ります。

補足説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成30年度介護保険事業特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

別冊の平成30年度各会計決算資料24ページに介護保険事業特別会計事業勘定決算構成表、介護保険事業特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算構成表を、25ページに介護保険事業の状況を添付しておりますので、後ほど参照願います。

それでは、最初に歳出の補足説明をいたします。182ページ、183ページをお開きください。款１総務費は、予算現額643万1,000円、支出済額636万3,236円、不用額６万7,764円の決算でございます。

項１総務管理費、目１一般管理費は、この会計における経常的な事務経費でございます。支出済額218万9,826円、不用額が３万2,174円の決算で、前年度比較47万5,465円増額しております。その要因としては、節11需用費で３年に１度の介護保険計画見直し時に保険制度概要を周知するパンフレットを送付したことにより11万9,284円の増、節19負担金補助及び交付金で制度改正によるシステム改修負担金が37万4,544円増加したことによるものでございます。

項２徴収費、目１賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、支出済額12万1,630円、不用額5,370円の決算となっております。

項３介護認定審査会費、目１認定調査費は、認定調査に係る経費で、支出済額83万6,780円、不用額が３万220円となっております。備考欄（１）、認定調査等経費は、認定調査票

の印刷費、送付用の郵便料、主治医意見書取り扱い手数料、介護認定調査訪問委託料を支出しております。

目 2 認定審査会共同設置負担金は、支出済額321万5,000円で、不用額はありません。前年度比較で59万2,947円減額です。南十勝で共同設置している介護認定審査会に対する負担金で、人事異動により減額したものでございます。

款 2 保険給付費は、予算現額 2 億9,008万3,000円、支出済額 2 億8,704万5,627円、不用額が303万7,373円の決算です。

項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費は、支出済額 2 億4,581万5,469円、不用額は224万531円の決算で、前年度比較で1,710万552円増額しております。備考欄(1)、介護サービス等諸費は、審査支払手数料及び介護給付費を支出しており、不用額は法定居宅サービス給付費で106万1,073円、地域密着型居宅介護サービス給付費で18万2,968円、地域密着型施設介護サービス給付費で81万7,980円の執行残が主なものです。増額の部分は、法定居宅サービス給付費で501万1,038円の増加しておりますが、これは訪問看護が増加したものです。訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、短期入所介護の利用件数増加と法定施設サービス費の1,150万1,528円の増加は、特別養護老人ホーム、養護老人保健施設の利用件数の増加、地域密着型施設介護サービス給付費で248万9,222円は介護報酬の改定によるものです。

続きまして、項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス等諸費は、支出済額 1,287万9,327円、不用額が34万5,673円で、前年度比較57万1,232円の減額となっております。備考欄(1)、介護予防サービス等事業は、介護予防給付費を支出しており、不用額は居宅介護予防サービス給付費で11万2,815円、地域密着型介護予防給付費で15万280円、介護予防住宅改修給付費で6万4,178円の執行残が主なもので、減額の主な要因は介護予防住宅改修給付費の減、15件から6件に減って76万8,700円が減額しております。

続きまして、項 3 高額介護サービス費、184ページ、185ページをお開きください。目 1 高額介護サービス費は、支出済額739万174円、不用額が6万3,826円で、前年度比較151万5,748円の増額となっております。所得により変動いたしますが、利用者負担の上限額が決められており、その上限額以上が高額介護サービス費で支給されることとなっております。増額の主な要因は、件数の増加、その原因として介護報酬が増額改定されたのですが、3割負担の導入もあり、上限額が改定されていないため件数が増加したものです。

項 4 高額医療合算介護サービス費、目 1 高額医療合算介護サービス費は、予算現額48万3,000円、支出済額が48万1,557円、不用額で1,443円、前年度比較23万7,502円の減額でございます。備考欄(1)、高額医療合算介護サービス事業は、介護保険と医療保険の両制度の上限額を適用した後に世帯内で1年間の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に支給されるもので、減額の主な要因は算定スケジュールが翌年度に変更になったことにより給付件数が38件から21件に減少したことによるものでございます。

項 5 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費は、予算現額2,086

万5,000円、支出済額が2,047万9,100円、不用額が38万5,900円、前年度比較44万1,530円の増額となっております。備考欄（１）、特定入所者介護サービス事業費は、所得の低い要介護者の負担軽減のため居室料及び食費の軽減のために給付されるもので、計数の増加により昨年度より増額しております。

款３地域支援事業費は、予算現額4,691万7,000円、支出済額4,644万6,052円、不用額が47万948円の決算となっております。

項１介護予防・日常生活総合支援事業費、目１介護予防・生活支援サービス事業費は、支出済額1,067万2,170円、不用額が6万1,830円、前年度比較で251万1,830円の増額です。介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援１、２の方の訪問型サービス、通所型サービスに係る経費で227万9,445円の増額で、利用人数、利用延べ回数とも増加していることにより増額したものです。何らかの支援が必要な方が相談に来たときにチェックリストで事業対象の基準に該当し、一般介護予防事業を利用する方に対して初回ケアプランの作成支援する介護予防ケアマネジメント事業で22万4,400円の増額は、ケアプラン作成件数の増額によるものでございます。

目２一般介護予防事業費は、支出済額527万8,891円、不用額が3万4,109円、前年度比較202万1,030円の増額です。増額の要因は、平成29年、大人のまなびや、認知症予防教室ですが、それと元気アップ講座、これは歯科口腔の衛生による認知症予防対策、糖尿病予防対策等の講座なのですけれども、昨年は10月からの半年間だったものが1年間、それと地域まるごと元気アッププログラムが9カ月だったものが1年間の開催になったことにより開催数の増加によるものでございます。

項２包括的支援事業・任意事業費、目１総合相談事業費は、支出済額4万9,914円、不用額が2万5,086円の決算です。備考欄（１）、総合相談支援事業は、地域包括センターの事務費で旅費、消耗品費、研修会の負担金を支出しております。

目２包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、支出済額1,938万3,191円、不用額が7万3,738円、前年度比較99万3,716円の増額です。地域包括支援センターに配置している職員の派遣負担金や職員人件費を支出しております。備考欄（１）、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、社会福祉協議会から包括支援センターへ派遣されている社会福祉士の負担金で、前年度比較26万7,072円の増額です。備考欄（２）、準職員賃金等は、介護福祉士の賃金、共済費等で、前年度比較39万8,299円の増額。

186、187ページをお開きください。備考欄（３）、職員等人件費は、包括支援センターの保健師の給料、手当、共済費等で32万8円の増額となっております。

目３任意事業費は、支出済額406万9,365円、不用額が13万5,706円、前年度比較32万7,831円の増額となっております。備考欄（１）、家族介護支援事業は、家族介護慰労金、用品支給が主なもので、家族介護慰労金を52カ月分、対象者は8名となっておりますが、給付しております。備考欄（２）、任意事業は、シルバーハウジングの管理業務委託料が主なもので、前年度比較26万7,466円増加しておりますが、ＬＳＡの休暇時の代替職員の賃金が増加

しているものでございます。

目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、支出済額53万4,804円、不用額が6万9,196円、前年度比較32万1,593円減額しております。備考欄(1)、在宅医療・介護連携推進事業は、医療、介護連携のための研修会講師謝礼や情報共有ツール使用料、ツール購入費を支出しております。減額の要因は、平成29年度に情報共有ツール備品購入ということでタブレットを購入した35万4,283円を支出していたことが主なものでございます。現在登録数は73名登録しております。

目5 生活支援体制整備事業費は、支出済額562万9,000円、不用額1万円、前年度比較82万9,000円の増額です。備考欄(1)、生活支援体制整備事業は、支えられる側も支える側になり得る、住民支え合いの仕組みづくりを進めるために地域ニーズの把握、担い手育成のための生活支援コーディネーターの配置に係る人件費の増額、また平成30年度には生活支援体制整備事業の講演会の開催、研修会、印刷費等の事業費を委託料で支出しております。

目6 認知症総合支援事業費は、支出済額82万8,717円、不用額6万1,283円、前年度比較で30万7,481円減額しております。備考欄(1)、認知症総合支援事業は、認知症について気軽に話し合う場となる介護カフェの開催経費、認知症関係の研修会の開催経費を支出しております。減額の主な要因は、昨年度に認知症ケアパス作成の印刷製本費46万3,860円を計上していましたが、本年度は作成がないことによるものでございます。

188、189ページをお開きください。款4 基金積立金、目1 基金積立金、予算現額116万9,000円、支出済額116万2,328円、不用額が6,672円の決算です。備考欄(1)、事業基金積立金は、積み増し分で115万2,092円、利息分で1万236円を積み立てしております。

款5 諸支出金、項1 過年度過誤納還付金、目1 過年度過誤納還付金は、予算現額607万6,000円、支出済額が607万5,784円、不用額216円の決算です。前年度分の介護給付費等の精算、地域支援事業費の精算による還付金を支出するものでございます。

予備費は、予算現額100万円で、充用支出がありませんでしたので、全額が不用額となっております。

続いて、歳入の補足説明をいたします。174、175ページをお開きください。款1 介護保険料、項1 介護保険料、予算現額6,509万8,000円、調定額6,525万7,400円、収入済額6,518万3,900円、不納欠損額が1万3,000円で、収入未済額が6万500円となっております。

目1 第1号被保険者保険料、節1 現年度分は、調定額、収入済額、同額の6,518万3,900円、収納率は100%で、前年度比較1,326万1,800円増額しております。昨年度に第7期介護保険計画において基準保険料月額を5,500円に改定したことが要因でございます。項2 滞納繰越分は、調定額7万3,500円、収入済額がありませんが、不納欠損額が1世帯、1万3,000円、収入未済額が1世帯、1年分の6万500円となっております。なお、滞納者に対しては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところであります。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 介護予防事業手数料は、介護予防に係る生活

援助員派遣手数料で、予算現額11万5,000円、調定額、収入済額が同額の11万5,500円の決算となっております。

款3 国庫支出金、予算現額9,564万7,000円、調定額が9,609万8,287円、収入済額が同額の決算となっております。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金、収入済額5,529万2,037円で、介護給付費に対する国のルール分の収入となっております。前年度と比較して160万9,188円減額しています。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、調定額、収入済額、同額の2,443万1,000円で、国のルール分として介護給付費、介護予防給付費の5%を基準とし、調整交付金の名目で交付されているもので、前年度比較で288万2,000円増額しております。

目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、調定額、収入済額、同額の362万400円で、前年度比較で51万2,200円増額しております。歳出の款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されるものでございます。

目3 地域支援事業交付金は、調定額、収入済額とも同額の1,139万9,850円で、歳出の款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費に交付されたものでございます。

目4 保険者機能強化推進交付金につきまして、調定額、収入済額、同額の55万6,000円で、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等に対する取り組みを支援することを目的に平成30年度に創設された制度でございます。歳出の款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費に対し、財源充当されるものでございます。

目5 事業費補助金は、調定額、収入済額、同額の79万9,000円、前年度比較33万9,000円の増加で、介護保険システムの改修に係る補助金でございます。

176、177ページをお開きください。款4 支払基金交付金、予算現額8,142万3,000円、調定額8,142万3,333円、収入済額同額の決算です。

項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は、2号被保険者に係る保険者負担分で、収入済額は7,811万29円、前年度比較351万4,029円増額しております。介護給付費に対するもののほか、平成29年度の精算交付分66万7,029円が交付されております。

目2 地域支援事業交付金は、331万3,304円の収入済額で、歳出の款3 地域支援事業費に係る交付金です。前年度比較38万4,304円の増額です。地域支援事業に対するもののほか、29年度の精算交付分が13万6,304円交付されているところでございます。

款5 道支出金、予算現額4,633万2,000円、調定額が4,648万7,011円、収入済額は同額の決算でございます。

項1 道負担金、目1 介護給付費負担金は、介護給付費に対する道のルール分の負担で、調定額、収入済額、同額の3,933万4,961円で、前年度比較382万4,861円の増額です。平成29年度の精算交付分19万4,461円が交付されております。

項2 道補助金、目1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、調定額145万2,125円、収入済額、同額でございます。前年度比較で13万6,125円の減額でござい

ます。

目2地域支援事業交付金（その他事業）は、調定額569万9,925円、収入済額同額です。前年度比較22万3,935円の増額で、歳出の款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費に対する道負担分でございます。

款6財産収入は、予算現額1万1,000円、調定額1万236円、収入済額同額の決算となっております。介護保険事業基金積立金の預金利子でございます。

款7繰入金は、予算現額5,581万6,000円、調定額が5,359万9,062円、収入済額同額の決算です。

項1一般会計繰入金、178、179ページをお開きください。目1介護給付費繰入金は、収入済額3,588万706円、介護給付費に係る村負担分を一般会計から繰り出すもので、前年度比較228万1,137円増額しております。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、収入済額149万4,298円で、介護予防・日常生活支援総合事業に係る村負担金であり、前年度比較12万5,859円増額しております。

目3地域支援事業繰入金（その他事業）は、収入済額559万7,874円、包括的支援事業・任意事業と地域支援事業分の村負担のルール分を繰り入れているもので、前年度比較20万8,667円増額しております。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、平成27年4月より所得の低い方の保険料の軽減割合が拡大され、その不足分の財源としては低所得者保険料軽減負担金が創設されております。一般会計で国庫負担金で25万7,400円、これは2分の1相当です。道負担金で12万8,700円、これは4分の1相当です。それを収入し、村負担分の12万8,700円を加えた51万4,800円を繰り入れたものでございます。

目5その他一般会計繰入金は、収入済額865万1,731円で、事務費分と各種事業の不足分を繰り入れますが、不足分の一部については地方創生交付金で291万2,360円が一般会計で収入されており、前年度と比較して222万6,600円が増額しております。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、収入済額21万9,653円で、介護給付費がそれぞれのルール分で不足した分の繰り入れを行い、前年度と比較して797万9,535円の減額となっております。

項3他会計繰入金、目1介護保険サービス事業勘定繰入金、収入済額124万円は、介護保険サービス事業勘定の剰余金を繰り入れたもので、前年度比較52万5,000円増額しております。

款8繰越金は、予算現額623万円、調定額が623万82円、収入済額が同額です。前年度からの繰越金ですが、このうち607万5,784円が平成30年度において介護給付費及び各種事業交付金の精算に伴う過年度過誤納還付金の財源となっております。

諸収入は、予算現額100万4,000円、調定額が101万3,400円、収入済額同額の決算となっております。これは、介護予防事業利用者負担金で52万6,400円、長寿社会づくりソフト事

業交付金で48万7,000円の収入となっております。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

次に、190ページ、実質収支に関する調書をごらんください。1番、歳入総額3億5,016万811円、2番、歳出総額3億4,709万3,027円、3、歳入歳出差引額306万7,784円、4、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、5の実質収支額は同額であります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

続けて、介護保険サービス事業勘定の補足説明をいたします。

初めに、歳出について補足説明いたします。195、196ページをお開きください。款1事業費は、予算現額89万5,000円、支出済額84万1,404円、不用額が5万3,596円の決算となっております。

項1居宅介護サービス事業費、目1居宅介護サービス事業費は、支出済額14万104円、不用額が3万4,896円の決算です。備考欄(1)、包括的支援等事業は、この会計における包括支援センターの経常的な一般事務経費です。不用額は節9旅費の執行残で1万4,560円、節11需用費の消耗品費の執行残1万5,336円が主なものでございます。

目2介護予防サービス等事業費、支出額が70万1,300円、不用額は1万8,700円となっております。説明欄(1)、介護予防事業は、要支援1、2の高齢者を対象にした予防計画策定の社会福祉協議会委託分で164件分を委託しております。

款2諸支出金、予算現額124万円、支出済額は同額の決算となっております。この会計の剰余金を介護保険事業特別会計事業勘定へ繰り出しております。

以上で歳出の補足説明を終わります。

続きまして、歳入の補足説明をいたします。193、194ページをお開きください。款1サービス収入は、予算現額200万9,000円、調定額200万600円、収入済額同額です。

項1予防給付費収入、目1介護予防サービス計画費収入も同額です。包括支援センターが介護予防支援事業所の指定を受け、新予防計画策定費として介護報酬を収入しているもので、452件分を収入しております。

款2繰越金、予算現額は12万5,000円、調定額は12万5,651円、収入済額同額で、前年度からの繰越金でございます。

款3諸収入、予算現額は1,000円ですが、収入実績はありませんでした。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、197ページ、実質収支に関する調書をごらんください。1、歳入総額212万6,251円、歳出総額208万1,404円、3、歳入歳出差引額4万4,847円、4、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、5、実質収支額は同額であります。

以上で介護保険事業特別会計サービス事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 以上で介護保険事業特別会計の質疑を終了いたします。

この際、午後2時55分まで休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時54分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、別冊にてお配りしています簡易水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 認定第5号、更別村簡易水道事業特別会計決算認定について補足説明させていただきます。

なお、平成30年度から一般会計の営農用水費を加えました地方公営企業会計へ移行したことに伴いまして、様式は地方公営企業法に定める決算様式により作成しております。また、1ページから3ページの決算報告書は消費税込みで、その他の財務諸表などは消費税抜きで作成しております。

それでは、決算書1ページをお開きください。1、平成30年度更別村簡易水道事業決算報告書。こちらは、消費税を含む表示となります。(1)、収益的収入及び支出、こちらは水道事業の経営活動に伴い発生する収益と、それに対応する費用であります。収入は、第1款簡易水道事業収益、決算額1億2,666万8,232円、第1項営業収益、決算額8,283万4,240円、第2項営業外収益、決算額4,383万3,992円となっております。次に、支出ですが、第1款簡易水道事業費用、決算額は1億2,857万844円、第1項営業費用、決算額1億2,443万1,344円、第2項営業外費用、決算額345万6,341円、第3項特別損失、決算額68万3,159円、第4項予備費、予備費の支出はありません。

次に、2ページをお開きください。(2)、資本的収入及び支出、こちらは主に水道事業を継続して維持するための建設改良費等を計上するものであります。収入は、第1款簡易水道事業資本的収入、決算額658万5,255円、第1項一般会計補助金、決算額603万4,255円、第2項負担金、決算額55万1,000円となっております。次に、支出ですが、第1款簡易水道事業資本的支出、決算額1,789万10円、第1項建設改良費、決算額656万1,674円、第2項企業債償還金、決算額1,062万3,336円、第3項投資、決算額70万5,000円となっております。

次に、3ページ、(3)、特例的収入及び支出、こちらは平成30年度から公営企業会計へ移行したことに伴う平成29年度打ち切り決算によるもので、今年度限りとなります。収入は、決算額278万5,220円で、備考欄のとおり未収金は37万8,510円となっております。支出は、決算額168万7,159円で、未払金はありません。

続きまして、4ページ、財務諸表、(1)、平成30年度更別村簡易水道事業損益計算書、こちらは消費税を除く表示となっております。1、営業収益は、水道使用料、給水工事手

数料などで7,669万8,390円。2の営業費用、(1)、原水及び浄水費は、主に中札内施設維持管理負担金、十勝中部広域企業団からの受水費など。(2)の配水及び給水費は、配水池清掃業務委託料、水道施設漏水調査委託料、水道施設保守点検委託料、水質検査手数料など。(3)の総係費は、職員の人件費、水道メーター点検業務委託料、水道経営戦略策定業務委託料など。(4)の減価償却費は、有形固定資産減価償却費で合わせまして1億2,078万1,211円。差し引き営業利益、こちらはマイナス表示になっておりますので、営業損失として4,408万2,821円となります。3番目の営業外収益ですけれども、こちらは一般会計繰入金基準繰り出し分、共同施設維持管理負担金、過去に整備した水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化して計上します長期前受け金戻入などで合わせまして4,380万4,051円。4番目の営業外費用は、起債長期償還金利子で138万5,915円、差し引き合わせまして4,241万8,136円で、営業利益を加えました経常利益、こちらはマイナス表示となっておりますので、経常損失は166万4,685円となります。5番目の特別損失は、企業会計移行に伴いまして、6月支給の賞与のうち発生主義による費用計上分でマイナス68万3,159円となります。以上から、当年度純利益はマイナス表示となっておりますので、純損失234万7,844円となります。こちらは、5ページの(3)の剰余金処理計算書のとおり繰り越し欠損金というような扱いになります。

5ページの(2)、平成30年度更別村簡易水道事業剰余金計算書、それから(3)番目の平成30年度更別村簡易水道事業剰余金処理計算書、それから6ページ、7ページの(4)、平成30年度更別村簡易水道事業貸借対照表は記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、平成30年度更別村簡易水道事業報告書の主なものを説明させていただきたいと思います。なお、今回公営企業会計が初年度ということになりますので、前年度比較の欄がありませんということで、こちらをご了承いただきたいと思います。

8ページ、お開きください。1、概況、(1)、総括事項、ア、給水状況、こちらは平成30年度末は1,307戸、年間有収水量は44万9,955立方メートル、1日最大給水量は1,929、1日平均給水量は1,536となっております。

9ページ、(2)、議会議決事項、こちらは議案第36号から第18号までの5件を議決いただいております。

続きまして、10ページ、2の工事、(2)、保存工事の概況、ア、量水器更新工事は、水道メーター209戸の取りかえ工事で244万800円となっております。

11ページ、3の業務、(1)、業務量、年度末給水人口は3,125人、年度末給水戸数は1,307戸、年間の配水量は56万1,527、有収水量は44万9,955で、有収率は一番下になりますが、80.13%となります。その下の欄になりますが、供給単価、こちらは183円75銭、それから給水原価、こちらは191円56銭というふうになっております。

続きまして、12ページ、4番目の会計、(2)の企業債及び一時借入金の概況、イの企業債、当年度償還高は1,062万3,336円、当年度末残高は6,959万1,001円となっております。

続きまして、13ページ、5のその他としまして、水道使用料の収入状況ですけれども、現年度分と滞納繰越分を合わせました収入済額は7,897万3,120円、収入未済額は686万9,850円で、収納率は92.00%であります。参考としまして、4月末現在の収入済額は8,519万680円、収入未済額は65万2,290円で、収納率は99.24%であります。

続きまして、決算附属明細書であります。14ページをお開きください。14ページ、1、平成30年度更別村簡易水道事業キャッシュ・フロー計算書、(1)、業務活動によるキャッシュ・フロー、こちらは給水事業の運営に係る現金収支で、おおむね収益収支に係る現金の収支をあらわしております。本年度の業務活動により2,705万9,198円の資金が増加しております。

(2)の投資活動によるキャッシュ・フローでは、建設事業に係る現金の収支で資本的支出のうち企業債以外の項目に関する現金の収支をあらわしております、本年度の投資活動により678万630円の資金が減少しております。

(3)、財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の借入れと償還による現金の収支をあらわしております、本年度の財務活動により1,062万3,336円の資金が減少しております。

以上、合計しますと本年度の資金増加額は965万5,232円で、期末の残高は977万4,985円となり、こちらは6ページの貸借対照表の2番目の流動資産、こちらの現金預金、こちらと一致するようなことになっております。

それから、15ページから17ページにつきましては、収益費用明細書ですとか資本的収入支出の明細書になっておりますので、ごらんください。

次に、18ページになります。3、固定資産明細書、(1)、有形固定資産明細書は、資産の種類、土地からそれぞれ機械、装置まで合わせますと年度当初現在高は31億9,161万2,390円、年度末償却未済額は14億6,990万676円であります。

(3)の投資明細書は、資産の種類、十勝中部広域水道企業団への出資金で、当年度増加額は70万5,000円、年度末現在高は1億7,768万4,000円となっております。

最後、19ページになりますが、こちらは企業債明細書になります。借入れの種類は、政府資金15口、公庫資金2口、銀行資金1口の合計18口で、発行総額は1億5,410万円、未償還残高は6,959万1,001円となっております。また、翌年度償還予定額は1,079万5,998円となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 非常にこの決算の内容について、質問しづらい内容なんですけれども、今ライフラインの老朽化ということが大変言われております。本村の水道におきましても、一番古いのは昭和47年に通水を始めまして、その後皆さん知っている方もおられると思う

のですけれども、大規模な漏水事故が起きまして、その後またそれが直りましてから、平成に入りまして今更別の東地区、北地区というのですか、勢雄方面の事業が始まって通水していると思うのですけれども、既に最初の管は40年以上経過していますので、かなり老朽化が進んでいるものと思いますけれども、ただ、今見ても大変赤字が多いわけなのですけれども、今後その事故等あるいは配管の手直し等があると思うのですけれども、そういうときのための資金というか、そういう時点が起きたときの蓄えということを考えているのでしょうか。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 織田議員のご質問のとおり、当然老朽化しているのはご指摘のとおりであります。今回今年度から初めて会計手法として企業会計のような手法をとりました。その結果、ご案内のとおり損益としては赤というような形になります。当然これは減価償却だとか、そういうものを計算していきますと赤になってしまうのかなというところがあります。

また、一方キャッシュ・フローとしましては九百幾らというようなことで、今現在であれば貸借対照表の資産の部でいきますと、資産と言われている現ナマというのはこちらの金額しか今現在はないというような状況になります。

今後のことなのですけれども、当然ご指摘のとおり老朽したものをこれから大規模に変えていかないといけないというようなことで、当然その資金繰りはどうかということです。ことしもアセットマネジメントというようなことで、これから管路関係ですね、設備関係はどれぐらいの計画でどのように整備したらいいかという計画を立てている最中でありまして、その結果によっては何年後にどれだけとかというような計算が出てきますので、その数字が出てきた段階でその資金繰りをどのようにするかというようなことになろうかと思えます。単純に先ほどの事業報告の中でも供給単価と給水単価というようなことで、今現在183円75銭の収入をいただいているのですけれども、実際の給水原価としては191円というようなこともあります。これを速やかに単価をこちらにするのかどうかも含めて、それと当然一時的に事業が出てくれば、その使用料で賄い切れるかどうかということもありますので、一般的に水道料だとか何でもそうでしょうけれども、おおむね3年程度で事業の推計状況も見えて料金を決めなさいということもありますから、それだけでは恐らく多大な事業費が出てくるかと思えますので、どういう形かはっきりとまだ、議論がこれからの形になっているのですけれども、何らかの形でやはり準備金がいいのか、それともそのときに何らかの村の財政との相談がいいのかというようなことで、今時点でははっきりとしたことは言えないのですけれども、何らかの対応というか、準備ということの対応を考えなければいけないなということが今回特にこういう企業会計によって見えてきたのかなと思っております。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 確かに今の水道の状態で基金を積んでいくというのは大変つらい部分も

あるかもしれないのですけれども、村全体の基金状態を考えると、今大変よいと言えるかどうか分かりませんが、いい状態にあると思うのです。こういうときこそ将来のそういうことの蓄えのために基金ということも今後やはり考えていくべきでないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんおっしゃるとおり、昨年、一昨年等で全国の老朽化した水道管、下水管も含めてですけれども、非常に講評がありまして、速やかに着手しなければいけないもの、あるいは莫大な予算がかかるということで、私もそのときに注目したわけですが、村としても今ご指摘があったとおり、最初に通水してから四十数年たっている。これは、今アセットマネジメントでやっていますけれども、計画立てると同時に財源をしっかりと確保していくというか、今準備金にするか、あるいはいろんな方法あるというふうに考えまして、課長のほうからお話ありましたが、しっかりとその準備はやっぱりきちんと積み立てていくなり、あるいはその計画をしっかりと実行していくということを計画をし、皆さんにご提示をさせていただきたいというふうに思います。今のうちにしっかりと準備することに私は大賛成でございます。

○議 長 そのほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、別冊でお配りしております公共下水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、認定第6号、更別村公共下水道事業特別会計決算認定について補足説明させていただきます。

なお、こちらも平成30年度から地方公営会計へ移行したことに伴いまして、様式は地方公営企業法に定める決算様式により作成しておりまして、1ページから3ページの決算報告書は消費税込みで、それから財務諸表などは消費税抜きで作成しております。

それでは、決算書1ページをお開きください。1、平成30年度更別村公共下水道事業決算報告書、こちらは消費税を含む表示となります。(1)、収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動に伴い発生する収益と、それに対応する費用で、収入は第1款下水道等事業収益、決算額1億70万7,352円、第1項営業収益、決算額4,734万4,580円、第2項営業外収益、決算額5,336万2,772円となっております。次に、支出ですが、第1款下水道等事業費用、決算額1億7,693万5,189円、第1項営業費用、決算額1億6,785万7,292円、第2項営業外費用、決算額857万2,266円、第3項特別損失、決算額50万5,631円、第4項予備費の支出はありません。

次に、2ページをお開きください。(2)、資本的収入及び支出、こちらは主に下水道事業を継続して維持するための建設改良費等を計上するもので、収入につきましては第1款

下水道等事業資本的収入、決算額 1 億2,419万1,560円、第 1 項企業債、決算額2,420万円、第 2 項出資金、決算額5,122万5,000円、第 3 項負担金、決算額167万9,200円、第 4 項補助金、決算額4,668万7,360円、第 5 項長期貸付金返済収入、決算額40万円となっております。次に、支出ですが、第 1 款下水道等事業資本的支出、決算額8,975万4,729円、第 1 項建設改良費、決算額4,724万6,984円、第 2 項企業債償還金、決算額4,210万7,745円、第 3 項投資、決算額40万円となっております。

次に、3 ページ、(3)、特例的収入及び支出、こちらは平成30年度から公営企業会計へ移行したことに伴う平成29年度打ち切り決算によるもので、今年度限りとなります。収入は、決算額282万4,860円で、備考欄のとおり未収金 6 万7,170円となっております。支出の部は、決算額748万8,767円で、未払金はありません。

続きまして、4 ページ、財務諸表、(1)、平成30年度更別村公共下水道事業損益計算書、こちらは消費税を除く表示となっております。1、営業利益、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料で4,383万7,596円。2の営業費用、(1)、管渠費は、下水道公共汚水ます修繕費など。(2)の処理場費は、下水道更別浄化センター、農業集落排水施設上更別浄化センター、個別排水処理施設の維持管理経費などがあります。(3)、総係費は、職員人件費、印刷製本費、通信運搬費、水道経営戦略策定業務委託料など。(4)、減価償却費は、有形固定資産減価償却費で 1 億6,314万3,974円、差し引きの営業利益はマイナス表示となりますので、営業損失 1 億1,930万6,378円。3 番目、営業外収益、こちらは一般会計繰入金、基準繰出金、過去に整理した下水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化して計上する長期前受け金戻入などで4,970万266円。4 番目の営業外費用は、起債長期償還利子などで953万2,904円、差し引きしまして4,016万7,362円に、こちらに営業利益を加えました経常利益、こちらはマイナス表示になっておりますので、経常損失7,913万9,016円。5 番目の特別損失は、企業会計移行に伴いまして 6 月支給の賞与のうち発生主義による費用計上でマイナス50万5,631円。以上から当年度の純利益はマイナス表示でありますので、純損失7,964万4,647円となります。こちらは、5 ページの(3)、余剰金処理決算書のとおり繰り越し欠損金というような扱いになります。

5 ページの(2)、平成30年度更別村公共下水道事業剰余金計算書、(3)の平成30年度更別村公共下水道事業剰余金処理計算書、それから 6 ページ、7 ページ、(4)、平成30年度更別村公共下水道事業貸借対照表、こちらは記載のとおりでありますので、お目通しをお願いします。

続きまして、平成30年度更別村公共下水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。こちら公営企業会計初年度のため、前年の比較がありませんので、ご了承ください。

それでは、8 ページをお開きください。1、概況、(1)、総括事項、アの処理件数、1)の公共下水道事業、862戸、年間処理水量は17万6,312。2)の農業集落排水事業は、85戸、年間処理水量は7,365。3)、個別排水処理事業は、252基となっております。

続きまして、9ページ、(2)、議会議決事項、こちらは議案第37号から第19号までの6件を議決いただいております。

それから、10ページになります。2の工事、(1)、建設工事の概況、アの建設改良工事は、公共枅外設置工事、それから個別排水処理施設10基の工事で3,435万4,800円となっております。

続きまして、11ページ、3、業務、(1)、業務量、1)の公共下水道事業、区域内人口は1,752人、処理人口は1,716人、年間の処理水量は17万6,312、污水处理単価は下の欄になりますけれども、184円32銭、污水处理原価は484円37銭となっております。続きまして、2)、農業集落排水事業、区域内人口は92人、処理人口は85人、年間の処理水量は7,003。12ページになりますが、污水处理単価は194円36銭、污水处理原価は768円24銭となっております。3)、個別排水処理事業、区域内人口は1,271人、処理人口は947人、年間の処理水量は13万9,091。下の欄になりますが、污水处理単価は96円94銭、污水处理原価は265円91銭となっております。

続きまして、13ページ、4の会計、(2)、企業債及び一時借入金の概況、イの企業債、当年度償還高は4,210万7,745円、当年度末残高は5億4,297万9,614円となっております。

14ページ、5番目のその他、水道使用料の収入状況ですが、現年度分と滞納繰越分を合わせた収入済額は4,728万6,560円、収入未済額は293万350円で、収納率は94.16%であります。参考としまして、4月末現在の収入済額は4,710万2,480円、収入未済額は24万2,100円で、収納率は99.49%であります。

続きまして、決算附属明細書になります。15ページになりますが、1、平成30年度更別村公共下水道事業キャッシュ・フロー計算書、(1)、業務活動によるキャッシュ・フローでは、下水道事業の運営に係る現金収支で、おおむね収益収支に係る現金の収支をあらわしております。本年度の業務活動により2,901万2,193円の資金が減少しております。

(2)、投資活動によるキャッシュ・フローでは、建設事業に係る現金の収支で資本的支出のうち企業債以外の項目に関する現金の収支をあらわしております。本年度の投資活動により4,374万7,212円の資金が減少しております。

(3)、財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の借り入れと償還による現金の収支をあらわしております。本年度の財務活動により7,280万4,615円の資金が増加しております。

以上から、本年度の資金増加額は4万5,210円で、期末の残高は375万4,938円となります。こちらは、先ほどの6ページ、貸借対照表の2、流動資産の(1)、現金預金、こちらの額と一致しております。

16から19ページにつきましては、収益費用の明細書ですとか資本的収入支出の明細書になっておりますので、ごらんください。

次に、20ページになります。3、固定資産明細書、(1)、有形固定資産明細書は、資産の種類、土地から機械及び装置までで、年度当初現在高は41億4,770万3,612円、年度末償

却未済額は25億1,944万9,216円であります。

最後、21ページ、22ページになりますが、4番目、企業債明細書、借り入れの種類につきましては政府資金70口、公庫資金22口、銀行資金1口の合計93口で、発行総額は9億2,750万円、未償還残高は5億4,297万9,614円となっております。また、翌年度償還予定額は流動負債になりますけれども、4,284万845円となります。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

各特別会計の歳入歳出決算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 以上で各特別会計の歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

続いて、各会計決算書198ページ、財産に関する調書に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、財産に関する調書について補足説明をさせていただきます。

更別村各会計歳入歳出決算書にお戻りいただきまして、198ページをお開きいただきたいと思います。公有財産台帳集計表、1、土地の部、(1)、行政財産は、決算年度末現在高1,461万2,020平方メートルで、決算年度中に675平方メートル減となっております。公共用財産、その他の施設1,429平方メートル減は上更別幼稚園跡地の普通財産への異動で、その他の754平方メートルの増は財産管理上の異動によるものでございます。

(2)、普通財産は、決算年度末現在高232万6,447平方メートルで、決算年度中に738平方メートル減となっております。宅地2,166平方メートル減は、宅地分譲によるものでございます。その他1,428平方メートル増は、上更別幼稚園跡地の行政財産からの異動などによるものでございます。

(2)の1、山林、立木の推定蓄積量は、1,699立方メートル増の25万2,210立方メートルとなっております。

199ページ、200ページをお開きください。2、建物の部、木造は決算年度末現在高1万8,239平方メートルで、決算年度中20平方メートルの減、非木造は決算年度末現在高5万7,448平方メートルで、決算年度中549平方メートルの減でございます。合計で決算年度末現在高が7万5,687平方メートル、決算年度中に569平方メートル減少しております。行政財産、公共用財産、公営住宅で木造327平方メートルの増で、曙団地公営住宅新築によるも

のでございます。行政財産、公共用財産、その他の施設で木造347平方メートルの減です。上更別幼稚園園舎等の解体に伴う普通財産への異動によるものでございます。行政財産、公共用財産、公営住宅で非木造549平方メートルの減で、曙団地公営住宅解体に伴う普通財産への異動によるものでございます。普通財産、木造で面積に異動はございませんが、上更別幼稚園園舎等の解体に伴う行政財産からの異動で341平方メートルが増となり、解体により同面積が減となっております。普通財産、非木造で、こちらも面積に異動はございませんが、曙団地公営住宅の解体に伴う行政財産からの異動で549平方メートルが増となり、解体により同面積が減となっております。

201ページ、202ページをお開きください。3、基金につきましては、202ページの集計をごらんください。土地開発基金の決算年度末現在高は2億734万7,575円で、決算年度中増減高は57万9,609円の増となりました。債権または債務はございません。財政調整基金など一般会計10基金の決算年度末現在高は51億18万1,279円で、決算年度中増減高は4,723万4,038円の減となりました。債権は450万6,200円で、合計は51億468万7,479円でございます。特別会計の国民健康保険事業基金及び介護保険事業基金の決算年度末現在高は1億997万839円で、決算年度中増減高は2万7,836円の増となりました。債権は598万1,092円、債務は21万9,653円で、合計は1億1,573万2,278円でございます。総計で54億2,776万7,332円となり、前年度比較3,635万8,954円の減となりました。

なお、各基金の詳細は、平成30年度基金管理運用状況調を提出させていただいておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

203ページ、204ページをお開きください。4、有価証券は決算年度末現在高3,074万円で、株式会社アドバンスの解散に伴い株券100万円が減となっております。なお、額面金額を残余財産配分金として受領をしているところでございます。

5、出資による権利は、決算年度中増減高が1億7,697万9,000円の減となりました。十勝中部広域水道企業団の出資金が地方公営企業法適用会計とした更別村簡易水道事業特別会計により計上したことによるものでございます。決算年度末現在高は、4,089万9,536円となっております。

6、その他は、北海道備荒資金組合の積立金です。決算年度中増減高は576万8,930円で、全額超過納付金が増額をしております。普通納付金配分金の振りかえで300万円の増、超過納付金配分金で276万8,930円の増となっており、決算年度末現在高は10億9,761万6,677円となっております。

205ページをお開きください。7、物品は、購入価格1件30万円以上の物品を掲載しております。土木機械で除雪機2台が増、試験及び測定器でポータブルレントゲン1台が増となっております。車両は、大型ロータリー購入で1台増、乗用自動車、ロータリー除雪車各1台の処分で2台減、差し引き1台の減となっております。雑機械及び器具でポスタープリンター、Jアラート受信機一式、給食センター冷凍庫、広報紙作成用パソコンなどの購入で13台増、Jアラート連動自動起動装置一式、超音波診断装置などの処分で22台減、

差し引き 9 台の減となっております。工作物でカントリーパーク、トレーラーハウスの処分
で 5 台減となっております。

8、無体財産権は、異動ございません。著作権11につきましては、北海道電子自治体共
同運営協議会の共同システム開発プログラム一式でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。

6 番、安村さん。

○6 番安村議員 198ページ、確認だけさせてください。

土地の関係の異動でございます。今行政財産の公共用財産で上更別幼稚園跡地の1,429
平米の減で、普通財産に移行してということでその他で1,428ということで受けていますけ
れども、細かい話でごめんなさい。1 平米、差が出ているのですけれども、これって私の
とり違いでしょうか。確認だけさせてください。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 そのとおりなのですが、この表の作成の仕方が決算年度末現在高で端
数の処理をしているものですから、どうしても異動時に誤差が出てしまうということで、
今回表をつくっているときにそれが生じたのですけれども、決算年度末の現在高と決算年
度末の現在高の比較でどうしてもそういうふうになってしまうということで、よろしくお
願いいたします。

○議 長 6 番、安村さん。

○6 番安村議員 実質の財産移行の平米数というのはどちらというか、端数の処理がある
のでしょうか、どちらが正しい数字になるのでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 上更別幼稚園跡地等の用地の面積で1,428.06平方メートルとなります。

以上でございます。

○議 長 そのほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これから認定第 1 号 平成30年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を
行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第 1 号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第2号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については認定することに決定しました。

次に、認定第3号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については認定することに決定しました。

次に、認定第4号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第4号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第5号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については認定することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時43分散会)